

令和5年第1回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

令和5年3月16日（木曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 西郷村個人情報保護に関する法律施行条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 西郷村情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 公職選挙法施行令の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 西郷村課設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村家族旅行村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 西郷村温泉健康センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 西郷村工業用水道事業条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 除染対策事業令和4・5年度債務負担行為北部仮置場原状復旧工事請負契約について |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和4・5年度債務負担行為西郷村学校給食センター給食用消耗品購入について |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 西郷村道路線の一部廃止について |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 令和5年度西郷村一般会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 17号 | 令和5年度西郷村墓地特別会計予算 |
| 日程第 18 | 議案第 18号 | 令和5年度西郷村国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 19 | 議案第 19号 | 令和5年度西郷村介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 20 | 議案第 20号 | 令和5年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 21 | 議案第 21号 | 令和5年度西郷村水道事業会計予算 |
| 日程第 22 | 議案第 22号 | 令和5年度西郷村工業用水道事業会計予算 |
| 日程第 23 | 議案第 23号 | 令和5年度西郷村下水道事業会計予算 |
| 日程第 24 | 議案第 24号 | 令和4年度西郷村一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 25 | 議案第 25号 | 令和4年度西郷村墓地特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 26 | 議案第 26号 | 令和4年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 27 | 議案第 27号 | 令和4年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |

- 日程第 28 議案第 28 号 令和 4 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 4 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 4 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 4 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 追加日程第 1 発委第 1 号 西郷村議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第 32 請願・陳情に対する委員長報告
・産業建設常任委員会
陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書
- 追加日程第 2 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第 33 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 34 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 35 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 36 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 37 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 38 閉会

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	福田修君	参事兼 企画政策課長	伊藤秀雄君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	緑川浩君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） ここで発委1件が追加提案されました。
おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時01分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発委第1号）

○議長（真船正康君） それでは、追加提案されました発委1件につきましては、日程第31の次に追加日程第1、発委第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、発委第1号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正康君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 次に、発委第1号に対する提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長（上田秀人君） 12番議会運営委員長です。

発委第1号「西郷村議会の個人情報の保護に関する条例」につきまして、説明をさせていただきます。

提出の理由でございますけれども、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が、地方議会は原則として適用対象外となるため、議会における個人情報の取扱い

について必要な事項を定めるため、新たに西郷村議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

なお、条例制定に当たっては、改正法が直接適用される村の執行機関側と、適用されない議会側の個人情報の取扱いや手続に差異が生じることのないよう整合性を図り、全員協議会等で説明させていただいた経過を踏まえて最終的に整えたものでございます。皆様におかれましては、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（真船正康君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

10番藤田節夫君。

10番藤田節夫君の質疑を許します。

○10番（藤田節夫君） 10番藤田です。

議案第1号「西郷村個人情報の保護に関する法律施行条例」について質疑します。

この条例は、令和3年5月に国会で個人情報保護法が改正され、新たな情報保護条例を制定するものですが、今回の改正は、行政機関等が保持する個人情報を、村民の個人情報を加工して、企業等の求めに応じて提供することができる中身になっています。

そこで、何点か質疑したいと思っておりますけれども、匿名加工すれば、企業等に個人情報を提供することができるということですが、具体的にまずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、その前に、はじめに、今定例会初日の本議案の細部説明でもご説明申し上げましたとおり、このたびの個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、これまで民間事業者、行政機関、独立行政法人等のそれぞれに、法律が制定され適用されていたものが、今回、一本の法律に統合され、各地方公共団体で独自に制定していた個人情報保護条例や関係例規につきましても、改正法の法律と整合性や規定を整理した上で、法律が施行される令和5年4月1日までに所要の整備をする必要があるとご説明申し上げました。

したがって、今回の条例案については、個人情報の保護に関する法律の一部の改正を受けて、条例で定めることとする規定等があるために制定しようとするものであります。

今回の条例案では、第3条で、個人情報取扱事務登録簿の備え付け及び閲覧に供すること、第4条で、村が保有する本人の個人情報の開示請求をする場合の手数料を無料とすること及び写しを請求する場合には実費を要すること、第5条で、審査会への諮問できる事項ということを定めるものとなっております。

それで、こちらのことを踏まえて、藤田議員のご質疑の答弁をいたしたいと思っております。

匿名加工情報ということでの提供ということでございます。行政における匿名加工情報につきましては、保有する個人情報ファイルの情報を、一つ、氏名等の特定の個人を識別できる記述を削除すること。二つ、顔画像や指紋といった個人識別符号を全部削除すること。三つ、事業者内でデータベースを相互交換、連結するようなID等の個人情報とほかの情報を連結させる符号を削除すること。四つ、国内に数人しかいないような場合の記述等を削除すること。五つ、このほかデータベースと個人情報の差異等の性質を勘案して適切に措置を講ずることの、以上、全ての措置を適切に講じて情報を加工することが必要とされております。

また、匿名加工情報につきましては、作成した場合と第三者に提供する場合において、事前に提供される情報に含まれる個人に関する情報の項目と、情報の提供の仕方について公表しなければならないとされております。

加えまして、元の個人情報が復元できない形で提供することが前提とされております。匿名加工情報ですが、ほかの情報と照合すること、情報の加工法についての情報を得ることは禁止されております。

行政では、個人情報保護法の第107条の規定により、原則、匿名加工情報を提供してはならないとされております。例外としまして、保有個人情報の利用目的のために第三者に提供することができる場合におきましては、その保有個人情報を加工した匿名加工情報を、当該第三者に提供するときとあります。提供できる場合の例ですが、令和5年4月1日より公表予定の個人情報ファイル簿に記載された利用目的に合致した場合に、掲載されている項目から個人を特定できるような情報を、先ほど述べました措置に沿って削除するなどの加工を行い、提供するものでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今、これは全国の一律したルールにのっとって改正するということですが、今まであった個人情報を、そのままじゃなくて、国からの統一したルールの中で見直し等々があると思いますけれども。個人の許可なくというか許しなく、この保護法が、匿名で出すことは、個人の許可なく出すことができるということではないのですか、伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

匿名ということで、先ほど述べました、個人を特定することのできない処理をしたものということで、匿名加工情報をつくります。そして、法律のほうにも規定がございますが、その匿名加工情報をさらに操作して、個人を特定できるようなことをしてはならないと。さらに、行政のほうで、村のほうで匿名加工情報をつくる場合には、業者のほうに委託することがほとんどなんです。その場合でも、1社だけではなくてもう1社ということで、2段階を踏んで、さらに追跡ができないような加工情報をしたということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 匿名加工すれば、本人のあれは分からないということですが、こういった行政の中にある個人情報、相当な莫大のものが入っているんで、これが本当に業者、今言われたように、匿名になるならば、業者に委託してやってもらうとなれば、その業者で働いている人たちも、そこから漏えい的な問題が出てくるのかなと思うんですけれども、そういった心配はないのでしょうか。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えします。

あくまで行政が作成します特定加工情報というのは、本来、行政がする目的で作成した情報を、その目的のために、例えば、いろんな介護保険なり、いろんな情報をそれぞれつくりますけれども、その目的で、個人を特定できないように加工して、第三者に提供するのはその目的、同じ例えば介護なら介護という目的で、第三者、業者が、そこで加工してやりたいと。例えば、村のほうにこういう技術がありますよ、いろんなことがありますよと提案する場合、そういうときに提供するというようなものも考えておりますので、先ほども何回も申し上げましたけれども、業者のほうに渡った場合でも、そこで、うちのほうで追跡できない加工をして提供するというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ちょっと理解できないところがあるんですけれども。結局、そのファイルを特定で見たとしても、私だったら、私いろんな情報を持ったやつがファイルされているんで、それを見れば、もうああこの人は藤田節夫だということが分かるんじゃないかなと私は思うんですけれども。今でも、個人情報の漏えいということで、いろいろ外に出ちゃったりしていますけれども。ちょっと難しいところがあるみたいなんですけれども。

これ4月1日から施行、今年のね、施行ということで、国からのルール、全国統一になるということで、村民に対してこれを知らせる、例えばパブリックコメントなどは、もう今3月で4月だから、準備もできないとは思いますが、そういった対応は、4月1日から、議会でこれ通れば4月1日から実施されると思うんですけれども。その後も含めて、村民に知らせる必要がないのかどうか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） お答えいたします。

パブリックコメントなどは実施したのかと、さらに村民の方にこの条例に関してお知らせはしないのかというようなことでございます。

まず、パブリックコメントということでございましたが、今回、個人情報保護の施行条例ということの中身でございますが、本文では5条の構成となっております。その中身を見ますと、個人情報、先ほども何回か申し上げましたが、個人情報取扱事務登録簿を閲覧に供するとか、手数料を無料にするとか、西郷村情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるというような内容についての条例でございました。

行政手続法でパブリックコメントを求める場合は、命令等の案がある場合に、審査基準とか処分基準など、広く一般の方から意見を募ってやるものであり、今回、村の提案しました条例案につきましては、パブリックコメントを求める内容ではないということ判断し、実施していないところでございます。

ただ、今回の条例が可決と、制定されたということになれば、広報紙などを通じまして、皆さんにお知らせをする予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今議会の終了後、村民の方にはお知らせしていきたいということで理解しますけれども、いずれにしろ、個人情報に駄々洩れになる可能性があるのかなと。そのマイナンバーカードも含めて、いろんなものがひも付きになるわけでしょう。これだって、匿名で、何で匿名なんだっていう、審査会も当然あるのに、そういった意味ではちょっと納得できないかなと思って質疑をしました。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正康君） そのほか議案第1号に対する質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号「西郷村個人情報の保護に関する法律施行条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第2、議案第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「西郷村情報公開・個人情報保護審査会条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第3、議案第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「公職選挙法施行令の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」、
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第4、議案第4号に対する質疑を許します。

11番矢吹利夫君の質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 11番矢吹です。

「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

今回の説明の中で、現行は、要するに拠点整備室をなくすということの説明で伺って
おりますが、その理由を、まず最初に説明いただければと思います。村長、お願い
します。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番矢吹議員のご質疑にお答えいたします。

拠点整備室の廃止ということでありまして、拠点整備室につきましては、新
庁舎整備及び道の駅整備などの拠点整備に特化した業務を行うため、数年間という時
限的なものとして、令和2年4月に、企画政策課内から独立した組織であります。

新庁舎整備に関しましては、令和5年度から本体建設工事に入っていくことになり
ますが、実施設計など大方の業務は令和4年度で終了いたします。このため、令和
5年度からは、拠点整備室の業務を縮小して組織を見直し、元の組織である企画政策
課内に業務を移すものであります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 企画政策課に置くということで、以前、この課設置、設置する
件に関しては、私、質疑したんですけれども。今、西郷は、庁舎が狭くて分散してい
るという状況で、防災課、拠点整備室、この2課をつくるということで、私は、今の
状態で課の中のその中に、拠点整備室を置くということを強く求めたにもかかわらず
に、2課を増やしたわけなんです。

そういう経緯があるにもかかわらず、できたわけなんですけれども。今の現状から言えば、本当に狭い中で、身動きが取れない、職員としてもすごく仕事がやりづらいという中で、私とすれば、強引に設置したのではないかなと思っております。新庁舎ができてからでも、十分いろいろとできるなと思っておりましたが、庁舎に関わる拠点整備室ということで、私も理解した経緯なんですけれども。

その中で、今の現行、伺いますが、新庁舎整備に関すること、次に、2番目、道の駅整備に関すること、3番目、その他拠点整備に関すること、これが果たしてなされて、拠点整備室を廃止して、企画政策課の中に拠点整備に関することと、4番目にうたっておりますが。これはどういうことなのか、もう一度説明を求めます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑に対する答弁をお願いします。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほども説明しましたように、新庁舎については、ほぼ実施設計が終わりましたので、もう大方発注のみとなりましたので、企画政策課に戻しまして、あと、道の駅とその業務は、引き続き企画政策課内で執り行うということですので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、村長、庁舎整備、整備も庁舎の見通しがついただけで、建ってから周りの拠点整備、いろいろ整備することがあるんじゃないですか。その他拠点整備に関することと3番目にうたっているんですけれども。果たしてそれが、きちんとしたことでなっていれば、それで分けた課ではないかと私は理解しているんですけれども。道の駅整備に関する、道の駅ってできているんですか、今後でしょう。そういう中で、この多忙で分けた課だと私は理解しておるんですが。そしてなお、また企画政策課に入れると、どういうことなんだか、私としてはちょっと理解しがたいんですけれども。もう一度、説得あるような説明をお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 何回もお話するようなんですけれども。新庁舎は、皆様のご協力によりほぼ見通しが立ったということで、業務そのものは、企画政策の中で、拠点整備も継続してやるということですので、道の駅はどうだったんだということの話もありますけれども、それらについても、継続して実施していくということですので、理解していただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 理解していただきたいなんて、今まで、その課、今回拠点整備室、防災課もそうなんです。現状置かれている場で、増やす必要がないですと、あれほど言ったにもかかわらず、また、その他拠点整備、じゃ、その他の拠点整備に関することってどういうことをやったんですか。庁舎だけで、私は企画政策課に入れたとしか理解できないんですけれども。その他の拠点整備、どこをやったんですか。例えば、防災備蓄倉庫、今の小児科の脇、薬局の脇、あそこの空き地も求めたのを一部だけ残っていますよね。あそこどういう使い方だか、見通しもつかない、そして、その

他の拠点整備に関することとうたっているんですけども。それを含めて整備したと
思っているんですか。じゃ、何をやるんですか、その場所は。もう一度伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

新庁舎中心に整備していくということと、あわせて防災倉庫とか、いろいろな設備、
今後やることがあります、広場の施工とか。あと、クリニックの脇については、医療
ゾーンということで考えておりましたけれども、当初、あそこに医療ゾーンというこ
とで来る予定だったものが、議員ご承知のように、郵便局の隣に心のケア医療が開設
されたということでありますので、あのクリニックの脇は、今でも医療ゾーンとして、
今後有効活用を考えているところであります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 何回も言っても、理解しがたいんですけども。何らかの有効
活用といっても、有効活用しているいろんな捉え方がありますけれども。どういう目的で
こうやるという計画もなく、有効活用と言われるのは。有効に使っていただくのはあ
りがたいんですけども。

じゃ、最後お聞きますが、今の拠点整備室にいる職員は、企画政策課に入った場合、
あの状態で、今でも企画政策課はいつぱいの状態で、拠点整備室の職員を含めると、
仕事ができないような形なんですけれども。あの中に入れるんですか、職員を。最後
に伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 現在の職員が、今後、人事異動がありますから、誰が入るかちよ
っと分からないんですけども。その中で、あそこで業務できるようなシステム、ス
ペースを取って業務してもらおうということになっておりますので、ご理解賜りたいと
思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、そうすると、村長の中で、職員を入れるということで、今
の職員をそっくり入れるということで、理解していいんですか。それとも減らして、
その企画政策課の今の人をまた分散して、その拠点整備に関することをやらせるん
ですか。最後にお聞かせ願います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 人数は変わらないと思いますけれども、いずれにしても、増えて
も減っても、きちんと執務できるような状態で、私は仕事してもらおうようにしますの
で、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑は終わりました。

そのほか議案第4号に対する質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号「西郷村課設置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第5、議案第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号「西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第6、議案第6号に対する質疑を許します。

12番上田秀人君の質疑を許します。

○12番(上田秀人君) 12番。

議案第6号について質疑をしたいと思います。

「西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」ということで、この条例の中の第7条の2で、上から4行目になるのかな、「生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練」とございます。その2行下に、「を策定し」は除いて、「当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない」という条文が入っておりますけれども、これに対する費用負担というんですか、例えば、研修に伴う費用、訓練に伴う費用、あとは、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならないということは、いわゆる保育室に関して、国が定める基準ってあったと思うんですよね。これに沿った形で、措置を講じなければならないということだと思うので、それに対する費用に関しては、村はどういうお考えなのか確認したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(真船正康君) 12番上田秀人君に質疑に対する答弁を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番上田秀人議員の質疑にお答えいたします。

家庭的保育事業は、一般的な住宅での保育事業実施となります。今回の条例の一部改正により、家庭的保育事業等へ利用乳幼児の安全確保のための基準が義務づけられました。議員おただしの認可基準を満たすためには、今回義務づけられた基準も含め、改装やリフォーム等が必要になる部分も発生してくる場合も想定されます。そうした改修費用等に対し、村として補助制度を設けることについて、現在、西郷村民間保育補助交付金要綱を制定しておりますが、現段階におきましては、改修費用等につきましては補助対象とはしておりません。

今後、事業運営に鑑みて、他自治体の先例を参考にしながら、協議、判断してまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。

今後、考えていくということで理解をしたいなと思うんですけども、この条例を制定するに当たって、いわゆる国が示している基準ってありましたよね。多分、記憶が違ってれば訂正していただきたいと思うんですけども、ゼロ歳から2歳までの子どもさんだったら、2人で保育室が9.9平米必要だとか、あとは、その換気が十分できるようにしなきゃいけないとか、食事を提供するんであれば、その調理整備、あとトイレの整備なんかもしなきゃいけない。あとは、安全面では火災報知器の設置とか、いろんな基準がありましたよね。これは多分、国の厚労省のほうで基準があったなというふうに理解しているんですけども。

国が今、動向がはっきりしない中で、村としてどう対応すべきかというところで悩むところだと思うんですけども、この条例を制定するに当たっては、やはりそこまで考えて、補助規定まできちんと考えて対応すべきではないかなと考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員が心配されることはもっともだと思っております。今回は条例の制定ということで、条例制定後にどうするかということになるかと思っておりますけれども、本当はセットで考えればよかったんですけども、先ほど課長が説明しましたように、このことについては、いろんなことを頭に入れながら、先進地の状況等も踏まえながら検討して、できるようにしていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討していくということで理解をしたいなと思うんですけども、いわゆる令和4年度ですと、一般質問中ではっきり出てきた数字で、ゼロ歳から2歳まで待機児童が51名くらいいらっしゃいますよね。この方たちに対して、今、村はどうすべきなのかということを考えたときに、一つの形として、この家庭的保育事業というのも一つの選択肢なのかなとは思っています。あと、ここで条例を制定しながら、こういうふうにしなきゃいけませんよというふうに押しつけをするような形で

やりながら、それに対しての補助が一切ないというのは、ちょっと不公平というかアンバランスだなと思ったので質疑をしました。なるべく早急に対応していただきたいというふうに思います。

さらにこの必要性に関しては、次の定例会の中で一般質問でやりたいなと思っていきますので、以上で終わります。

○議長（真船正康君） 12上田秀人君の質疑は終了いたしました。

そのほか議案第6号に対する質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第8、議案第8号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第9、議案第9号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号「西郷村家族旅行村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第10、議案第10号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号「西郷村温泉健康センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第11、議案第11号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第11号「西郷村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
◎議案第12号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第12、議案第12号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第12号「西郷村工業用水道事業条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
◎議案第13号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第13、議案第13号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第13号「除染対策事業令和4・5年度債務負担行為北部仮置場原状復旧工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
◎議案第14号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第14、議案第14号に対する質疑を許します。
8番鈴木勝久君の質疑を許します。
- 8番（鈴木勝久君） 8番鈴木勝久です。
議案第14号について質疑いたします。

この消耗品機器購入についてですけれども、2,872万10円、に対する資料を添付していただいたんですけれども、この中に数量は書いてあるんですけれども、金額が書いてなかったんですね。だからその金額がないということに対して、この2,800万円の詳細が分からないんですよ、内容が。どこにどういう金がかかったという。全部がこの消耗品代じゃないと思うんです。その辺がはっきりしなかったんで、その辺をお聞きしたくて質疑しました。

その資料等々あればいいんですけれども。これで判断しづらい。学校教育課か。

○議長（真船正康君） 質疑、終わりましたか。

8番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 8番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

今回の議案第14号「令和4・5年度債務負担行為西郷村学校給食センター給食用消耗品購入について」の資料でございますが、今回の資料の中身は、数量だけの資料で、金額が分からないというご質疑ございました。

金額につきましては、ちょっとお時間をいただきまして、金額のほうを確認させていただきますと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） はい。書類提出ができるんですか。

○学校教育課長（緑川 浩君） はい。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

（午前10時51分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時52分）

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 単価表なんですけど、今、手元にございませんで、お時間をいただきまして準備をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） どのくらいの時間。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、これより午前11時25分まで休憩いたします。

（午前10時53分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第14号に対する質疑を続行いたします。

8番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 先ほどは貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

今の休憩の時間に資料の準備ができましたので、その資料に従いましてご説明を申し上げたいと思いますので、議長、ここで資料の配付のほうをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（真船正康君） 資料の配付を許可いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 25 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 11 時 26 分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） それでは、学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 8 番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

昨年の 6 月議会の中で、鈴木勝久議員より質疑を受けております。その際に、今回の備品購入に対しての入札につきましては、慎重に行うような指導を受けております。それを受けまして、今回、予定価格のほうの決め方としまして、4 社から参考見積りをいただきました。4 社から参考見積りをいただきまして、その各会社の最低価格を採用しております。そちらの最低価格を予定価格としまして、今回、指名業者は令和 3・4 年度入札参加資格者名簿の業務用厨房機器類に登録がある全 10 社を指名いたしました。

今お配りしました入札状況調書、こちらにもございますが、事前に辞退届があった業者が 3 社でございます。また、当日失格となった業者が 1 社、6 社で入札のほうをしております。

先ほどご説明したとおり、4 社の参考見積りで最低価格を採用したため、第 1 回目の入札では落札ならず、2 回目で落札率が 98.8% という形で、入札のほうが終わっているというようなところでございます。

今回、予定価格を組む際に、慎重に最低価格のほうを組まさせていただきまして、一度で入札が落札できなかったという経緯はございますが、このような形で入札のほうをさせていただいているところでございます。

こちらの各品目の単価につきましては、合計の金額でございますので、一つ一つの入札単価は業者のほうでしか分かりませんので、そちらのほうはご了承いただきたいと思います。

以上でご説明のほうを終わります。

○議長（真船正康君） 8 番鈴木勝久君。

○8 番（鈴木勝久君） 今の説明で了解しましたが、今、課長がおっしゃったように、入

札の仕方と予定価格、今回はしっかりしていただきましたけれども、こういう状態で、これからもこの給食センター以外につきましても、このぐらい慎重に、また、予定価格の出し方に関しても工夫を凝らしてやっていただければ、私たちに疑義を持たれなくても済むし、ひいては村民に対しても、しっかり西郷村は入札というか契約の時期に、ちゃんとした資料の基に予定価格を出し、しっかりした契約をしているんだというのをアピールできると思うので、これからもそのようにやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真船正康君） 以上で8番鈴木勝久君の質疑は終了いたしました。

そのほか議案第14号に対する質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号「令和4・5年度債務負担行為西郷村学校給食センター給食用消耗品購入について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第15、議案第15号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号「西郷村道路線の一部廃止について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第16、議案第16号に対する質疑を許します。

13番後藤功君。

13番後藤功君の質疑を許します。

○13番（後藤 功君） 13番。

議案第16号について質疑します。

今回の当初予算ですね、議案について、西郷村の今年度の当初予算、その中で、この主な事業、これ国から下りてきたとかそういう類いのものがほとんど、独自の新たに、こういう今年度は重点的にやりますとか、そういう事業があまりというかないですね、ほとんど。私どもも、本当にもう少し具体的な、西郷村としてどういうふうこれから村政を運営して事業を展開していくんだと、そういうことがないので、村長は十分あると言われるかもしれないけれども。

しかしながら、私はやはりちょっと物足りない。これだけの役場職員、百数十名、それから任用職員、臨時職員を合わせるとその倍になる。そういうマンパワーを雇っておいて、しかし、実際には村民生活のいろんな真新しいものが、何か事業があるのかと。要するに、主立ったことは何ら仕事をやっていないですから。これ当初予算ですから、そういうことが仕事の内容なりも、要するに仕事をするならば現れるわけですが、あまり見当たらない。そういうことで、感想を申し上げましたが。

この中で、私、一般質問でちょっと聞き漏らしたことがあるんですね。その街路灯の問題で、後から振り返って、ああこれちょっと忘れたなど。街路灯の問題で、その住宅地の中で、今、実は世間を騒がせている犯罪、強盗。フィリピンから指令を出して、ルフィとか何とか、その詐欺事件。実際に人も殺されていると。そういう状況の中で、西郷村の防犯対策はどうなんだと。具体的な、私はその防犯を、防ぐのには、とにかくにもやはり精神論じゃなくて、実際にどういった政策を取ったら一番有効なのかと、そういうことを考えております。

というのはやはり、暗いより明るくしたほうが良いということですよ。それから、まだまだ西郷村も結構街路灯は大分整備されてはきてはおりますが、通学路が主立ったあれですね。それから幹線道路とか。大分、白河市なんかと比べると西郷のほうが明るい、これは評価します。ただし、住宅地においてどうも暗いんだと。そして、なかなか改善されない。その基準から、電柱1本空かして150メートルという基準があるかも。そういう判断で、住宅地の場合は150メートルなんて空かしたら、本当にばらばらしかならないですね。

私も床屋に行くと、本当に家から家、本当に明るいんですね。それでも犯罪は起きている状態です。しかし、この村にあっては、まだまだそういうところが本当に整備されていない。

この点について、今年度もそんなに予算を取っていないですね。どういうふうこういうことに対して、社会情勢が、こういう犯罪の抑止に対して具体的にそういう環境がそうですから、これに力を入れていただきたいと。そういう意味で、今年度の、そういうどういふふう政策を展開していくのか、その辺をまず聞きます。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。

防災課長。

○防災課長（和知正道君） 13番後藤功議員のご質疑にお答えいたします。

防犯灯の設置に関しましては、行政区長さんからの防犯灯設置要望に対しまして、防犯団体の関係者、警察官等にご出席いただきまして、検討会を開催しまして、設置の可否を決定しております。

設置の基準としまして、公道でおおむね100メートルの間隔での設置となっております。

今後も、行政区長さんからのご要望に対しまして、慎重に審議して設置してまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、説明によると、そういう一つの設置基準でやっているんだと。私が今申し上げたそういったことに対しては、まだ、そういう具体的に行政でと、こういう社会情勢だからこうしなきゃならないという政策展開になっていませんね。それで、その行政区長さんが要望されたものだけで対処していいのかと。これは以前、防犯灯設置とかいろんなことに対して、我々議員が何か言ったやつは、もう行政区長を通してくれとかいろいろそういう議論がありました。しかし、それは誰しもが気づいた時点で、あそこはどうなんだとか、ここは危険だとか、そういう一つの、何か行政区長を通さないと駄目とか、一般の村民にもそう言われるんです。それは、代表しているからそうなんだろうけれども。

しかし、行政区長そのものが、おのおのの考え方で、そういったことに対して敏感な人、あるいは鈍感な人、それから面倒くさがり屋な人、せっせと世話を焼く人、いろいろあるわけです。そういうだけで委ねていいのか。日本の行政は、何でも後手後手になって、これほど、これは防犯上じゃなくて、いろんな課題に対して、みんな後手後手、すぐやらないと。そういうことを行政はきちっと、そういうことにいかんにかかわらず、この社会情勢に対して迅速に対応していただきたいということなんです。

今、課長、予算がそういうことで増額も何もしていないでしょう。前年度踏襲で。こういうことを村長はどう見ているのか、村長、予算。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 13番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

議員おっしゃることは本当によく分かります。犯罪が多いということは。やはり、明るければそういうことは抑止できると思います。課長が説明したのは、一応ルール上のことであって、やはり一番地元を知っている行政区長さんから、行政区長は地元の人から声をかけられて、それを提出してもらって、そして、やはりやるからには検討委員会で、必要かどうかということも一つの参考にしながら、それでやっていくという手法になっております。

ただ一方で、気づいたらつけるべき、それもそうだと思います。予算が少し足りないんじゃないか、もっと迅速につけるということでもありますけれども、その辺は柔軟に対応して、後藤議員の気持ちに沿った形でやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） その基準とか、行政区長さんがどうのこうの、そういうことじゃなくて。だから、今、行政区長を通してそういうことが積み上がっているかもしれないけれども、これは後でまた言いますが、別のこと。例えば、キョロロン村にしても学校のその村民プール、莫大な電気代でしょう。そういうことはもう放っておいて、肝腎な人の生命が、今、直接そういう悪い連中によって脅かされてと。実際の村民は、そんな使いもしないところに金は潤沢に使っておいて、一番身近な防犯はどうなんだと。夜道を安心して歩ける、それがそういう、そのこうだからあだからとか、そういう議論で済ませていいのかと。

だから、その人の主観で、村長はそうだかもしれないけれども、私だったら、そんなものどこだって全部解決しちゃう。1,000万円や2,000万円超えて何だと。そういうことが、やはりこの行政がちゃんと的確に対応しないと。これ担当課も予算を増額しろとか、そういう予算案を出さないからそのまま、村長はめくらでそんなの見ないはずで、恐らく。だから、その辺はきちっとこういう要望があるんだと。行政区長も、今、私が言ったようなことは言わないで、そんなことは。比較対照するとか、ただ、地域の住民からこれ上がっています、じゃ、決まりに従って用紙に出しておきます。あとは、村の対応は今年の予算内で収めます。そうでしょう。そして、従来の今までやらないけれども、だから対応できないですよ。やっぱりここも金の予算の配分。どこに村長が、どういうところに行政課題として重要視するか、これが問われるわけです。私はそれを指摘しておいて、村長、今後はこういうことに対して、予算をどんとつけてやってもらいたいと。

まあこれ、議長、いいです。

それと、コロナのワクチンですね。これ5月からかな、2類から5類になると。私、このワクチン問題に対して懐疑的、最初から。これは政府は認めたくない、あるいは行政機構も、コロナワクチン打て打てと5回まで打たせた。しかし、ワクチン打った人だって、みんな感染している。私の周りでも、1回も打たない人が結構います。全国的にも、そういうコロナのワクチンの副作用、害悪で、いろいろ問題になっていると。しかし、行政においては、とにかくワクチンを打てば、全て解決するようなことを言っていますよね。ここの段階になって、あれほど最初は相当神経質、我々もそうですけれども、なっていた。とにかく打たなきゃなんない、あるいは、懐疑的な人、私は2回でストップしましたけれども。

しかし、今、現実を見ると、周りの人たち、あるいは全国的に、そのコロナが関連しているんじゃないかということで、たくさん亡くなっている。統計的に政府は発表しない。いろいろ問題があるわけです。これからそういったことで、様々な病気が激増するんじゃないかと。こういう状況の中で、行政は国からの指導、県からの指導、いろいろそういういわゆる厚生官僚の医系技官が今そういうことで、そういう人たちがこのコロナ対策を牛耳っていると。そういう中で、あくまでも村独自というのはなかなか難しいんです。これなども、今後十分いろんなことを考えながら慎重に私はやっていかないとはいえないと思いますね。

それで、あまり打ちたくない人に無理無理打たせるというか、そういう圧力をかけるのはどうかと、その辺をどう柔軟性を持って対処するのか、その辺ちょっと、村長、聞きます。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

大変難しい問題であります。流行しているときなんかは、もう打ちたくて打ちたくて、順番待ちとか、あるいはコロナの薬が入らないという大騒ぎでした。それがやはり時代というか状況によって、こうにも皆さんが変化してきました。私も2回打ちましたけれども、コロナになりました。本当に分からない状況だと思います。

いずれにしても、国・県の指導の下、全額補助ということで、無償で今までやってきて、結果はどうかという、いろんな捉え方あるかと思いますが、徐々に収束化に向かってきたということでもあります。打たせるというよりも、最終的には本人の希望で接種しているという状況でありますので、分かっていたきたいと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） それ以上踏み込んだこともできません、恐らくね。実は、私は、いろんな人の、突然亡くなった、最近多いと。西郷村でも恐らく去年、一昨年、コロナ以前よりも死亡者数が、これはコロナが原因で亡くなったというそういうことじゃなくて、恐らく死亡者数は増えているんじゃないですか、全体的に。基礎疾患を持った人、あるいは、この間もちょっと聞いたんですが、突然亡くなっちゃったと。心臓が弱かった。あれよあれよという間にもう亡くなっちゃった、元気だったのに。そういう異常なそういう死に方が多いと。こういうのはどうなんだろうなということが、これ。

一説によれば、製薬会社の、私こういうことを言うと、陰謀論だなんて言われちゃうんだけど。実は日本はもう、製薬会社と何億回だかなんだかそういう買う約束をしている。製薬会社、海外のね。そういうことで、日本にみんな売りつけられて、世界的に見れば、日本が最高に打っているんですよ、ワクチン。マスクも全部していると、いまだに。日本人はどうも、我々も、少なからずある。それから子どもでも何でも、同調圧力に弱いですね。周りがやっているから、やりたくないけれどもやると。そういうことなんですよ。非常に日本人のそういう精神構造に付け込まれて、何でもかんでも海外の言うことを聞いている、こういう状態ですよ。

これまた話、コロナの、聞きたいです。一説には、医療機関がこのコロナのワクチンで、どれだけ1人当たり金が入っているんだと、皆さんそう言う。相当医療機関はもうけているんじゃないかと。肝心の医師そのものが、これ全部とは言わない、打たない人もいるんだと。厚生労働省の役人も3分の1しか打っていないとかね、ワクチン、勧めておいて。

今、聞きたいのは、我々、コロナのワクチンを負担しているわけじゃないけれども、人の懐が潤うのは関心があるんですね。だから、医者懐に入る、1人、患者にコロナ1回ごとにどのぐらい金が入るのか、それを聞いてくれと。分かりましたら答弁お

願いたします。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） どうですか、13番後藤功君に対する答弁は。（不規則発言あり）
健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、村と医師会、あと個別に契約されている医療機関も
ございますけれども、契約をして、単価を決めて、1人1回当たり幾らということで、
診療報酬という形で、医師のほうにお支払いをさせていただいております。（不規則
発言あり）金額は、今、ちょっと予算書のほうで見ているんですけれども、接種が
1回当たり2,277円ということになります。（不規則発言あり）そのほかに、例
えば休日の加算とか、小児、小さいお子さんの場合は時間がかかりますので、そうい
った方に対する加算、あとは、時間外診療、夕方以降の診療の場合に加算がそれぞれ
ついております。

以上です。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） どうのこうのではないけれども、やっぱりさっき言ったとおり、
お医者さんは幾ら入るのかななんて、私もそう思って、今聞いたんですけれども。こ
れ私の立場としては確かめようがないけれども、しかし本当に、そういうコロナで使
った予算が何十兆円だと。100兆円になるんじゃないかと。その金があったら大変
な何でもできるだろうと。コロナのそういうあれで、世界はものすごい金を使って、
あるいはまた、見方を変えれば、日本はそれだけ使わせると。食べ物にされていると、
そういう見方をしている人がいっぱいいるわけですね。なるほどなど。

そういうその純粹に病気を治すとかそういう以外に、その背後には、やはり利権で
ワクチンを打たせて、あるいは製薬会社なり、いろんなそういう国際的な組織がどう
も日本を食べ物にしている。これは我々の直接、コロナ感染がどうのこうの関係ない
かもしれないけれども。しかし、そういうことの思惑にのって、打てよ打てよ、じゃ
打ったら、全部うつらなかつたのかと。いまだにやっぱり感染している状態だと。要
するに、何もやらなかつたらこれまた行政の責任を問われるので難しいんですけれど
も。

この辺で、この問題はいいです。ちなみに聞いた。

それからですね、あれですか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま13番後藤功君の質疑の途中でございますが、これより
午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第16号に対する質疑を続行いたします。

13番後藤功君の質疑を許します。13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 引き続き質疑します。

村民プールのことで伺いますが、村民プールも大分経費がかかっているという、この数字を見ると。その村民プールの収支状況、入場料幾ら、何人入って何人から収入得た。それからランニングコスト、電気代、水道代、そのほか委託料、もろもろの経費、その収支をまず伺います。

○議長（真船正康君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） ただいまの後藤議員の質疑にお答えいたします。

村民屋内プールの収支状況についてということでございますけれども、今、令和4年度途中でございますので、令和3年度について申し上げます。

歳入につきましては643万6,700円、歳出につきましては、こちらにつきましては電気代等も入れた金額になりますけれども、5,636万3,067円を支出してございます。歳入と歳出の差額といいますか、差分でございまして、歳出から歳入を引かまして4,992万6,367円、およそ5,000万円となっております。

以上でございます。

○13番（後藤 功君） あと、入場者数、村内、村外。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 失礼しました。

こちら令和3年度について申し上げます。

入館者数でございますけれども、村外と村内でございますが、村内につきましては1万9,088名、村外につきましては1万7,536名、合わせまして3万6,624名の入館者を得ているところでございます。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） そうすると、ただいまの答弁では5,600万円、約5,000万円の経費というか、要するにそれだけ出しているということでしょう、支出。収入引く支出の差額。当初の、村民屋内プールを始めた当初はこれだけの、私の考えでは、これほど経費がかかるということはまさかあまり想定していなかった。先ほどのキョロロン村ちゃぼランドの経費云々で、先頃破綻に追い込まれたという報告を受けましたが、これとて相当、年間四、五千万円赤字だということで、我々議会でもさんざんそのよしあし、それからやめたらどうかとか経営改善、相当な議論を長年尽くしてきました。そういう経緯があります。

村民プールも、やはりこれはちゃぼランドに劣らず、毎年毎年こういう経常赤字を出して、それも比較的許容範囲というか、その範囲内で、ある程度赤字も仕方ないということもありますが、あまりにも額が大き過ぎると。この辺今後、これはやはり今マスコミでは西郷村の経営力が全国一、二位とかそういう云々が、大変お褒めの言葉をいただいているんだけど、実際その経営内容たるや、いろいろ各精査してみると、決してそういう上っ面の評価には程遠い。むしろ私から言わせれば、わざとそういうふうになっているはずはないんですけれども、かなりずさんだと。その辺、今

後、村政運営についてこれはもう将来また足かせになって、第2のちゃぼランド。

そして今説明があった、実際では西郷村民は幾ら何に利用しているんだと、半々とはいかない。西郷村民6、村外が4、その後、4.何%、そういう数字で結局簡単に言えば我々の税金、村税を納めていない人に結果的に補助しているような状態です。こういうことが果たしてどうなんだと。でもそこに料金を取って運営しているからには、もう村内外を問わず入れなければならないとこういう現実がある。これは分かります。しかし、結果的に我々の税金がそういう村に関係のない人の税金、補填されていると。なおかつこれから経営改善なんか望めるのかと、これも恐らく今よりまだまだ悪化してくるんじゃないかと。

この問題について、電気代云々とう声がある議員から何回も出されております、かかり過ぎじゃないかと、いろいろ。こういう実際の赤字の数字を見れば、当然これはやり過ぎす問題ではないと。どこを削るとか、全く温水プールは廃止するとか、いろんなそういう経費上、あらゆる選択肢を考えなきゃならないんじゃないですか。その辺、この現状をどういうふうに見ているのか。将来、どういうふうこれを改善していくのかと、その辺の考えをまず聞いておきたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

私も今数字を見て驚いているところであります。支出が5,000万円ということですね。

この屋内プールというのは、東日本大震災で外で遊べないということで、屋内プールということで始まったかと思えます。それと併せて子供たちが屋内で遊べる、あるいは健康増進、そういったテーマでもってこれを造ったと思えます。そんな中で、小さいお子さんから老人、あるいは足の不自由な方もウォーキングで結構利用しているかと思えます。また、小中学校の子どもたちも利用して、結構利用頻度はあると認識しております。

そうは言いながら、この現状どう見るかという議員のおただしでございませけれども、健康増進が一番でありますけれども、あとは遊べる場所、上にはトレーニングルームもありますし、そんなことで、いきなり廃止とか、どうするんだということにはなかなかいかないんでありますけれども、こういった状況を踏まえながら、有効かつそして経費のかからない何か、検討していかなきゃならない時期かなと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 結局、どこに赤字があっても年間数千万円、結局これは、個人がどういう行為を経由して自分の財布から赤字を出したということ、これは今後見据えてとかどうのこうのとか言っていられない、しよせんはやはり税金を使っているわけ、人の金ね。だからのきなことを言っていられないんです、これ。そういう行政がこれから、私は将来を危惧するというのは、さきの一般質問で、日本は、どうなるんだというそういう観点から立てば、この少子化時代、人口がどんどん減っていく、それ

に伴って経済が縮小していると、そうですから、人がいなくなれば当然生産が上がらない、経費はかかる、これはもう言われなくても必然的に分かります。もう雇用は減る。労働力、働く実年齢がどんどん減って、老人ばかりになっちゃうと、どこにそういう要は余力があるんだと。

ますます経済が縮小して、そういう時代に果たしてこういうものをそのまま放っておいていいのかということ、現実突きつけられた問題です。よい悪しはともかく、それは誰でも健康増進という、そういう名目で住民が健康に資するためなら、それは別に悪いことはない。何でもそうです。医療機関で今いきいきサロンとかどうのこの補助金300万円、400万円出しているけれども、これらでもそういう意味からは決して悪いことではないと思います。しかし、それもみんな自己負担でやっているなら私は構わない。しかし、みんな全体の税収から、それこそ誰も一回も利用しないよ、今ほとんどがそうでしょう、いわゆる健康マニアが毎日通って、そして通っている。しかし、それはその原資は誰が出しているんだと、もちろん自己負担もあるけれども。

そういうことを観点、私みたいなそういう考え方はごく一部かも知れないけれども、しかし、これは意見は意見として、また村民にもそういう声が多数、私の下に届くんです。我々は、村民の代表ですから、要は代弁者なんですから、そういった人たちの、当然ここで集約した意見を言っているわけです。もちろん私もそれはもっともな話だということと言っているわけですがけれども、これからはそういう一つの何か美名の下で行政を進めたら、これこそまた後で、今日のちゃぼランド、温泉健康センターのいろんな問題と同じく、行き詰まるんじゃないですかということ。

いろんな自治体でもそういうことで、一つのあそこの隣の自治体に屋内プールができたから、野球場ができました。みんな右倣えで、じゃうちの村でも造りましょう。スポーツ団体は野球場を造ってくれ、じゃその次には何をやったか。ナイター設備してくれ。そうでしょう、みんな。今度はそこの運営はその連中が指定管理者になって、今度はそういう何か利権構造みたくなくなってしまっているんじゃないの。何々クラブがそこの今、村民プールもそうでしょう。

そういうことで、一つの、世界も日本もみんな利権構造で、実は裏でそういうふうになっている。一般、そういう関係しない人は金だけ負担して、要するにその利権に浴した人たちは、村長、そういうふうにやってくれるんだ、私らはいい。あと世の中がどう赤字が出ようと、そんな知ったこっちゃいられるかというの。ほとんどそうなんだ。よくよく、私なんかはそういううがった見方をしすぎるかもしれないけれども、だからそういう声で行政をやっていったら、これはおかしいんじゃないのと。一般の物言わぬ納税者が税金だけ負担させられて、しかし、全然そういうことに対して利用もしていない、いつもの人たちが利用するのはいいんですけれども、しかし、そういう人たちのためのある意味では政策なんだ。何でも造っては駄目だということではないですけれども。

しかし、そういういろんな財政状況これから逼迫してくる。もう金のない時代。経

済成長はしない。給料だってようやく上がるような気運ですが、しかし世界的に見れば金利が上がればもう銀行も潰れる。住宅ローンを抱えている人は金利が今度上がったら、みんな今度は債務がデフォルトしちゃうんじゃないですか、要するに債務不履行になってみんな家を取られるとか。こういう状況において、行政もそういう事業運営だけが全く関係ないという、らち外に置かれるはずはない。そういう認識、それをよくよく私は理事者側は考えていかなければならないと。

単なる、そういうあれもこれも欲しいんだと、しかし、そういう人たちは財政がどうのこうのは考えないですから、こうなれば俺たちはもっと利用するよ。それは理想だからいいでしょう。しかし、じゃその原資は誰が負担しているんだと。だから最も私は物言わぬそういう納税者、これは納税者も要は選挙にも何も行かないから悪いんだけど、結局は、私はそれに尽きると思いますが、政治に参加しないから、結局もう諦めちゃって、みんなそういう声の大きい人、一つの圧力団体、そういう人たちが常にいい思いしている。そして政治を動かしている。また選良たる我々も、そういう、それはそうですよ、はっきり投票してくれる人はありがたいからそういうふうになってきちゃう。

でも、やはり村政を運営する人はそうじゃなくて、物言わぬ人たちのどこに一番ニーズがあるんだと。先ほどから私は言っていますが、街灯、5,000万円あったら全部解決しちゃうでしょう、極端な例ですが。カーブミラーつけてくれ、何年もかかる。そういうことは旧態依然たる年々、対去年も100万円だから今年も100万円、しかし、そういう経費の莫大にかかることは全然目をつむっている。だからめり張りが全然ついていないです。だから今年の当初予算でも、私は少しはどうなのかなと思ったけれども、相変わらず旧態依然だと。

その辺を、やはり村長も今回学校給食無料化に踏み切ったと。これは大変評価します。これも村議会でさんざん私も言ってきました。他の議員も言っています。その点は、これはある意味ではほかの自治体もぼつぼつどこでもやってきましたね。でも西郷村もようやくそういうことで、子育ての根幹である給食を無料化したということはある意味で画期的によかったと思います。それは評価します。

しかし、あといろいろこの予算を考えてみますと、まだまだそういう本当に必要な予算配分しているのかということなんです。その辺、もう一度村長に基本的なことを伺います。どうですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろ言われました。納得する部分もかなりあります。

プールについては、平成29年か30年に始まった事業でありまして、健康増進、先ほども言いましたけれども、小中学生もプールの代わりに使っていただくということもあります。せっかく造った屋内プールですので、今後とも経費をよく精査しながら、十分に利活用の促進に図っていきたいと思っております。

今一番やはり心配なのは、人口減少対策をどうするかということ。その人口減

少による負のスパイラルです、マイナス、縮小化ということで、行政にとって一番の課題で、そのためにはいろんな施策もやっていかなきゃならないし、子どもたちを学校給食なんかもそうですけれども、本来は国の施策なんです。国がそういうことをカバーしていただければ、村としては無償化を国がやってくれば、その分、別ところで金が使えらるわけですから、そんな思いで国が動かなかつたために、今回物価高騰、議員おっしゃるような長年の懸案事項であったために、今回踏み切ったわけでありまして、本当に必要な予算化ということで今回134億4,000万円ですけれども、十分精査した上での予算立てとなっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 切りがないんです。全体的に予算審議ですから、全般に切りがないんですけれども、要は私、よくこれ全部リンクしています。そうすると、要するに企業誘致でも何でも、今、村長2期目やっているけれども、まだ成果表われていないです。

私が口酸っぱく言っているのは、今工事中の老人ホーム、白河インターから降りて僅か一、二分の距離にある本当に一等地に、あそこを通るたびに私も思うんです、こんないいところに何でなのかなど。何でも名のつく、そういう税収の上がる企業でも持ってくればよかったのにと。ほかの人も言っています。この間言ったとおり、地元の人、何ができるのか私に聞いた、あれは老人ホームだと、何なんだと。

だから、そういう一つ一つ精査していくと、全く経済の論理というか、そういう村長、分かっているのかと。どこに適地があって、西郷村のじゃその土地の有効活用というか、ここはどういうことで商業ゾーンを造ったほうがいいのかとか、農業なら農業、これは北部地域は昔からそういう圃場整備もされていると、そういうところでやっているわけでしょう。しかし、新幹線あるいはインターチェンジ、国道4号、いろんなそういう西郷村のその地勢的なそういう特徴を生かして、その果ての老人ホームなのかということを私は言いたいんです。ああいった大事な虎の子の土地を何も老人ホームじゃなくたって、ほかのもっと雇用を生んだり人々が利便性を感じる、商業施設でも何でもそうです。飲食店でも何でもいい。

しかし、はっきり言って老人ホームは我々が日常家族以外には行かないんです。まきば保育園が交流するとか何とか言っていますが、そんなの日常的にあり得ないですから、やはりそういった施設は閉鎖空間です。家族以外、関係者以外あまり出入りしないと、そういうことでしょう。同じそれにしても、グループホームでもっと認知症に特化した、入りやすいそういう敷居の低い施設を、何でそういう、事業所はいっぱいなのにやるのかと。いろいろ考えると、甚だ私は、ある一面かもしれないけれども、残念だなど。

本当に、村長は企業を誘致したり、そういう税収アップ、今幾ら西郷村税収が、固定資産税、法人税がもうアップしているんだと、これは一部の企業がその企業努力によつての結果でしょう。行政の力なんて何も発揮していません。そのためのインフラとかやっていますか。下手すると、そこにあぐらかいたらみんなよその町村に持つ

ていかれちゃうんです。一般質問の冒頭でニプロの何の、断つたらしいじゃないかと。それは私も裏ははっきり取れていないから、だからちょっと触れただけで、それがもし本当だったら、そんな何をやっているんだとなる。お隣の白河市はどんどんみんな企業誘致しているでしょう。20キロも30キロも西郷村が山辺の山村でもないんだから、むしろ新幹線は西郷村にある。インターチェンジもある。交通インフラも全くとんでもないでしょう。何でこんなに差ができちゃうのかと。

私も度々こういう産業政策に対して村長に質問しています、しつこいぐらい。だから県のそういう頻りにトップ外交やっているのかと、企業訪問、あるいは国、あるいは国会議員、いろんなそういう村長のやるべき仕事をやっているのかと。役場の村長室にいただけではこれはちょっとやはり行動力に欠けます。実際やっているのかもしれないけれども、ただ、結果が出ないだけ。そういうことを我々はやはり村長の立場もそれはそれで分かるけれども、しかしこれは西郷村の利益のためにはこれは言わなければならないんです、叱咤激励してどんどん働いてもらえと。我々、その評価はとにかくに西郷村のため、あるいは日本のため、我々の生活のため、そのことに尽きます。そういうことでやってもらわないと困ると。その辺のお考えをもう一回聞きます。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のおっしゃることは本当によく理解しております。村長は動いているのかということでもありますけれども、私は私なりにできることはやっております。国会議員にも県会議員にもお願いしたり、またトップセールスということで、何かあればどこにでも出かけて村長室ばかりいるわけではございませんので、できるだけ村民のために何ができるかを常に頭に入れながら考えておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 議長、終わります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の質疑は終わりました。

次に、質疑のある方。8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 8番鈴木勝久です。

議案第16号「令和5年度西郷村一般会計予算」について質疑いたします。

まず、冒頭にですけれども、村長、今の13番議員の答弁を聞いていて、非常にがっかりした答えが一つありました。副村長と総務課長、昨日、おととい、言っていましたね、側近の人はちゃんとしているべきだねという、というのは、何を言いたかったかということ、今プール代の電気代について質疑しました、13番議員が。そのところで、電気代が高いという話したとき、初めて見ましたとか、初めて知りましたという言葉を使ったんです。これは予算執行者がこんなことを言っちゃいけないです。あと、予算を提出権者、村長名で提出しているんです、予算というのは。だからこの言葉は使っちゃいけないんです。それは言い間違いもあるでしょう、訂正していただきたいというのが一つと、あと、それをちゃんと村長に伝えなければ駄目なんです、ただそこへ書いていますけれども、人間ですから間違いはあります。よろしく願います。

たします。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

収入と歳出の件でした、5,000万円ということで、その件については厳しいというのは知っていましたけれども、数字で初めて知ったのは、今回5,000万円というのは初めてであります。厳しい状況は理解しておりましたということでお話しさせていただきます。

○8番（鈴木勝久君） 村長は予算を提出する人だから、それを知らないとは言えまいという話なんだ。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 知らなかったという件については訂正させていただきます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、始めさせていただきます。

予算書、概要を中心に質疑していきます。

まず、収入、皆様関心を持たれていますが、収入で質問することはまずありません、私は。今まで一回もありませんでしたが、予算書概要の3ページ、法人税及び固定資産税、その下の表にいきます臨時財政対策債、普通交付税に絡んで、なぜ法人税、村民税124%増です、伸びが。私たち説明を受けたから知っているんですけども、昨日、おととい、新聞にも経営力2位という数字が出ていましたので、一般の村民がなぜそういう評価をいただいているのか、西郷村が。また、自主財源が50.9%、こういう表を見せていただいて、今後の話となぜこれだけ124.8%も伸びているのか、その辺を皆様に知っていただきたいというか、知っていたほうがいいんじゃないかと思ひまして、質疑しました。よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） 税務課長。

○税務課長（仁平隆太君） 鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

令和5年度当初予算、村民税のうち法人村民税の計上ですけれども、法人では減免課税の均等割につきましては、法人の登録の状況から259万円増額、令和4年度よりも259万円の増額を計上しております。法人税割につきましては前年度の法人の決算状況や法人の見込み収入の調査に基づきまして7億6,782万円、令和4年度よりも増額の計上をしております。法人村民税の合計では令和5年度当初予算では13億8,792万円の計上をしております。これはひとえに、村内にあります大規模の法人の決算の状況が好調でありますゆえに計上しております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 簡単でよかったんです。法人税が上がったというのと償却資産がアップしたんで、こういう結果になったということぐらいでいいんです。

それで、今後、自主財源が50.1%あると、来年度もしかして不交付団体になる可能性もありますね。そうなって、不交付団体いいことなんです。自主財源で村が運営できる、潤うということはいいいことなんですけれども、そのほかどういうメリットが、例えば不交付団体になった場合に発生するのか。また、不交付団体になったことで普通交付税というのは、地方交付税の中の普通交付税、それが頂けないみたいな話ありますね、ここに普通交付税ゼロ、1になりますから。そういう部分でもしかしたらもらえない。当然各自治体は当てにした財源なんですけれども、もらえないというので損をしているみたいな雰囲気もあるんですけれども、その辺ちょっと説明していただければ。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 8番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、令和5年度の交付税、不交付団体に関係する件などでございますが、先ほど、税務課長からご説明があったとおり、来年度、今年度の決算もそうなんです、法人税、固定資産税、地方税総額が増えます。交付税の算定で基準財政収入額の大半がこの地方税となっております。それが伸びることによりまして、交付税算定の際の基準財政需要額を上回る基準財政収入額が来年は見込まれると財政のほうでは試算しまして、来年当初では普通交付税を存目で1,000円で、普通交付税の代替措置で地方債が借入れを許可されます臨時財政対策債をゼロ円で計上しております。

先ほど質問の中で、不交付団体になった際のメリット・デメリットということでしたが、西郷村は平成17年から平成21年まで、以前不交付団体になった経験がございます。その際に、不交付団体になって、メリットというものは財政的にはあまりなかったと。逆にデメリットですが、財政力が1.0を上回ることによって、各種国・県負担金の率が調整されたり、あとは補助金の補助率が引き下げられたり、そういったことは過去の経験上ございました。

自主財源の話ですが、自主財源は相対されるところで依存財源がございます、この依存財源の国・県支出金の額によって、この自主財源の率は変わるものですから、一概に来年国・県支出金が減れば自主財源が大きく見えるような数字になりますので、自主財源についてはちょっと申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ちょっと触れただけで、以上です、そこは。

本題に入っていきます。

まず、9ページの1番から入りますけれども、今年は選挙もございます。村議会選挙と県議会選挙もございます。それで、毎年言っているんですけれども、これは選挙費用にかかる金だと思っんです。村議会2,000万円と県議会900万円、この内容についてはあれなんですけれども、いつも心配しているのは民主主義の担保である投票率の問題なんですけれども、村は投票率をアップするために何か施策をやっているのでしょうかというか、投票率アップのために何か動きがございますか。

○議長（真船正康君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（福田 修君） 8番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

投票率につきましては、かなり低下してございます。これは西郷村に限ったことではございませんが、全国的には18歳から投票できることなどによって、若者の投票率が低いというデータがございまして、全国的に低下している状況にございます。こういった点を踏まえまして、選挙管理委員会の中でも投票率向上については再三議論をしているところでございます。

県の選管と併せて啓発活動を行ったりしているところが現状でございしますが、選挙管理委員会の中では、今後村内の企業等にももっと啓発をして投票率を高めるとか、子ども議会を開催するとか、いろんな意見が出されております。できることから少しずつ実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 議論じゃないんです、もう目の前に迫ってきていますから。あと、企業がという話も出ましたけれども、企業じゃないんです。一般の人の投票率を上げるために何をするかという話なんで、その選挙委員会のほうではどのような話というか、そういう話が議論でかまわないんですけれども、されているんでしょうか。

○議長（真船正康君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（福田 修君） お答えいたします。

選挙管理委員会の中では、例えば須賀川市で実施しております移動投票所を活用したらどうか。あとは選挙しやすくなるように、会場が分からない方に案内を会場名を書いていく。何とかセンターとかでは分からないんで、何とか公民館の表記でいいんじゃないかであるとか、あとはやはりもっと投票しやすい環境、例えば子連れの方が投票所に来やすいようにベビーベッドを置くとか、そういったことが行われております。

実際、投票率を上げるためにはどうするのがいいかというのはやはりなかなか難しい問題ございまして、一番は関心を持ってもらうことが先だろうと。例えば村長選、村議会選挙については5日間という期間しかないものですから、事前に1か月前ほどにいついつ投票ありますとか、もう少し早めに周知徹底を図って選挙の機運を高めていったほうがいいんじゃないかと、そういったもろもろの意見が出されているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 私、以前スウェーデンのお話をしました。だから、根本的にやらなきゃならない話なんです。2日前に言った、業界、宗教団体、労働組合、これが行っている選挙では民主主義は担保されないんです、一定の人が行くような選挙では。民主主義とは何ぞやという根本的なところから話ししなければならないです、皆様に知っていただかないと。最低でも若者がそこに入っていけるように、SNSとか何かそういうスマートフォンを使った投票の仕方とか、そういうのをもっと国レベルで動く、恐縮なんですけれども、根本的に変えないと上がらないと思うんです。しょうが

ないですけども、今になったら。できる限りのことを広報でも何でもいいですから、1%でも3%でも上がる、投票率を上げる作業を7月投票でしようから、4か月で一生懸命やったというのを見せてください。

以上でございます。

続きまして、その下のデマンド交通に移ります。

デマンド交通、上と合わせると7,000万円超えますね。最初デマンドに移るとき、いまだに実証実験なんです。何年たつんだという話なんですけれども、あれから何年という話なんです、本当に。

それで、当初デマンド交通にするとき、公共交通というか、このシステムをデマンドに移行するとき、村はどのぐらいまで出せますかというのを1回質問したときあるんですけども、そのとき今の状態でできますという話、今ぐらいの状態でできますという話、3,500万円プラス400万円、石川の何かちょっとの100メートルを300万円か400万円出すというのがある、4,000万円弱でできるという話だったんですけども、7,000万円使っているんです、もう。

それで、まだ使っていない人たちを、そこの不満というか不自由さを網羅というか、このシステムではまだ網羅というか、そこの人たちのところを助けてあげられない実態なんです。だから、ここに予算をのせて、これだけで動かすというのがちょっとまずいと思うんですけども、だからデータを取ってほしいと常に言っていて、一般質問ではちゃんとしたデータを取らないと対策は打てませんという話しました。ですから、ここを利用している方どのぐらい、まずこの利用している方、デマンド交通利用している方の人数分かりましたら、じゃこの人数どのぐらいここ3年で増えているか、あとは去年から今年になってシステムを変えましたね。そのときどのぐらい利用人数、延べじゃなくて、利用人数が増えたかというその辺分かりましたら。

分からない。じゃ、次いきます。

ですから、そのデータをちゃんと取っていただいて、声、今利用していない方々が大半いるんです。免許を返した人、今世間でもあります、踏み間違っただけで、80歳の人が出た。でも聞いてみると、車がなかったら私の用は足りないみたいな形で、その辺を網羅しなきゃならないと思うんですけども、今後、今年度でデマンド交通の3,300万円は終わるんですね。どのようにしていくのか。予算をどのぐらいどういうふうにして、どういう仕方で来年度やっていくのか、その辺をお示しください。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えします。

すみません。デマンド交通のずっと過去の新しいちょっと形が変わってからの以前の数字がなかったので、比較、手元にないので、申し訳ございませんでした。

せんだっての予算説明会の中でも、デマンド交通と生活路線バスの在り方についてということでご質問もございました。

デマンド交通の利用の形につきましては、昨年10月から、また皆さんの利用者

の要望もお聞きしながら土曜日、日曜日、祝日の運行も始めました。そして運行時間の始まりと終わりも少し延ばさせていただきました。まだ、土日、祝日の利用に関してはまだまだ利用、平日の利用と比べて伸び方は、利用はまだまだ少ないんですが、平均しますと月で大体700人、800人のご利用があるということでデータは取っております。

生活路線バスの在り方については、やはり全線なくすということに関しては、まだまだなかなか一気に廃止というところまでいきませんので、住民の利用者含めたアンケート調査なり、どこどこの路線、全線廃止しなくても、ここの主要路線だけは残すか、また循環バス、村内の循環、役場周辺まで来られる感じの循環路線も検討しながら、バスのほうは縮小ないし廃止の方向に持っていけるような形にも考えておるんですが、実際のところデマンド交通のほうで、実際今、タクシー会社2社のほうにお願いしております。そちらのどれだけ許容、受けられるかということもありますので、その辺も含めながら、令和5年度は進めていきたいということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今、利用者の話ということで土日、祭日もやるということでちょっとは進んでいるのかなと思いますけれども、利用しない人はなぜ利用しないかという、利用しない方の声が本当は大事なんです。なぜ利用したくないか。そういう年齢に達していても利用できないか、利用したくないかと利用できないか。本当はしたいのにできないかという、そこの声を拾っていただきたいと思います。

これも以上で終わります。

続きまして、今度順不同になりますけれども、8番の社会保障、マイナンバー制度についてでございます。

一般質問で、マイナンバー制度に同僚議員が質問したとき、とても企画政策課長の答弁が声が小さくて自信なさそうにしゃべっていた。これは国が進める制度で、これからいろんな状況で使う頻度が高くなっています。昨日の新聞、15日、10日、両方に書いてあります。直近1週間分のものでございますけれども、厚労省検討、2024年度の運用というのがあって、ここには介護保険証の機能も一部マイナンバーカードと一体化させることを検討しているということで、24年度からにも自治体で始めてもらう。2026年度には全国規模での運用を目指すと書いてあります。

我が西郷村、一つはそれちゃんと力強く言ってください。マイナンバーは安全なんだというところ、そこが不安だった一つと、あと、介護保険証とつながるんですけれども、現在全国的に見ますと、80代で62.3%、90代で44%と、非常にマイナンバーの取得率が低い。西郷村の現状を、今分かればそれも含めて伺います。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○住民生活課長（池田早苗君） 8番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付率についてでございます。年代別で申し上げます。

一番西郷村で取得をされていらっしゃるのが60歳代の方で66.21%でございます。次に70歳代で66.03%、50歳代が61.01%と、50歳代から70歳代の方が60%を超えている状況でございます。

なお、西郷村の平均は62.20%でございます。

以上でございます。

○8番（鈴木勝久君） 今大事なのは80歳、介護保険等、ひも付けするんで、80代、90代が問題だったんです。そこが問題なんです。

○住民生活課長（池田早苗君） 失礼いたしました。

80歳代の方は52.51%、90歳代以上の方は26.01%でございます。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（伊藤秀雄君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えします。

マイナンバーカードが本当に安全かということでございます。自信を持って言ってくださいということでございます。

私は安全であると信じたいと思っています。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま8番鈴木勝久君の質疑の途中であります。これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第16号に対する質疑を続行いたします。8番鈴木勝久君の質疑を許します。

8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今、社会保障システムについて、企画政策課長から私見ではあるがという答弁をしていただきましたけれども、村長これ、行政が自信を持って進めている話、迷いがあっちゃいけないんじゃないかなと思うんです。

それで、例えばそういういろいろな問題があるとは思いますが、国が相当の予算をかけて、それも給付に使えば、3年前ですか、給付に使えばもっと早くにできたし、これからデジタルトランスフォーメーションですか、これ進めていかないと、企業はもう相当進んでいるんですけども、いつも、ガラパゴス状態が行政というか自治体はあるんです。だから、各自治体で心配するのは分かりますけれども、心配ばかりしていたら何も進まないと思うんです。これ国がする政策なんです。

だから、ここは精いっぱい自治体ではやっていくしかないと思うんです。それと、ここにひも付けするのは、結局これからいろいろあると思うんです。それはもう国に任せちゃって、我が自治体は政策でもあるし、村民の便宜からすると、非常にこれからこういうシステムというのは大切になってくるし、仕事も早くなる、経費も少なく

なる。大変重要な問題だと思うんです。

だから、課長がなかなか言い出せなかったら、村長、ちょっと答弁していただけるでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、私も同感でありまして、デジタル社会でありますし、やはり便利であります。便利さの裏にはやはり危険も多少あると思います。それを乗り越えていかなければ、将来子どもたちがデジタル社会についていくのにも、やはりこれは必要だと思いますので、私も担当課長が言いましたけれども、自信持って進めたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） それと、それにつけて、住民生活課長が答弁された80歳、90歳の26%と52%、ここを何とかもうちょっと増やしていただきたい、そういう努力をしていただきたいなと思っています。

続きまして、一般質問で言いました男はつらいよという問題で、これは、内閣府の男女共同参画白書で出てきた資料なんですけれども、ここで田中教授が男学というのをここで初めて作ってきたんです。女性と男性、どういう幸福度についてなんですけれども、そこで非常に男性のほうが幸福度が低いと。

それで、もっと男性の部分で言いますと……。

○議長（真船正康君） 勝久君、これ、議案第16号の、令和5年度の西郷村一般会計予算についてですので……。

○8番（鈴木勝久君） それで、そこで何で言ったかということ、昨日の新聞、昨日発表された女性の自殺率が7,135名に達したと。これ過去最高なんです。これは、関係すれば97ページ、自殺についてでございます。予算書というか説明書。説明書の97ページに地域自殺対策強化交付金16万円とあります。

要は、対比していただきたいのは、交通安全に関して、交通死亡事故に関しては、相当国も地方自治体も金なり対策を打っていますけれども、この自殺対策については、たったここでは16万円、自殺対策の、じゃ、まず最初にお聞きいたしますけれども、この交付金、どのように使われているか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 8番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

交付金の16万円でございますけれども、村は、国の自殺対策基本法の制定を受けまして、平成30年度にげんきいきいき西郷、第3次西郷村健康増進計画を策定し、その中に、西郷村自殺対策計画を策定をして、自殺防止の対策を実施しているところでございます。

今回ご指摘の16万円でございますけれども、現在村では、その対策としまして、各小中学校のほうで心の教育を実施しております。各小中学校に助産師さん等を派遣をしまして、命の大切さですとか、性、思春期や性感染症の問題、ストレスの発散の

方法とか、あとLGBTの問題等についての啓発をしております。

今回計上しています16万円は、その報償費でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） その中で、前回415名と言いましたけれども、小学校から高校生までに、514名の方が去年亡くなられています。

それで、この内訳なんですけれども、小学校・中学校じゃなくて、一番多いのは高校なんです。それと、さっきも申しましたように、女性のほうが増えてきた。この原因というのは分析されているでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

514名というのは、全国の小中高校生の数字かと思えます。村のほうでつかんでいますのは、厚生労働省のほうで発表しております西郷村の2017年から2021年までの自殺をされてお亡くなりになった人の数と原因等については、国からの資料がございますので、それについては把握しております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今言われた対策としては、小学生に向けてだけですよね。あと、一般男性、女性、学生以外についての対策は打っていないということですか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、心の教育につきましては、小中学校で実施をしております。その他の対策につきましては啓発活動を中心に、村の健康づくり推進委員の方のご協力をいただいて、啓発活動をやっているということでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 具体的にどのようなことなんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

啓発活動につきましては、総合健診やがん検診のときにチラシを配布させていただいたり、健康づくり推進委員の方にご協力をいただきまして、国が定める自殺予防月間9月にまるごと西郷館のほうでチラシ等の配布をさせていただいたりしての啓発を実施しております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 女性と男性とで、悩んでいる内容が異なっているんです。その程度で抑えられると思いませんけれども。

私は、不幸、幸福の観点、幸福感を得られるにはどうすればいいか、村民の幸福とはということの観点でお話していますけれども、ここが一番つらい、悲しいことなんです。自ら命を絶つということ。それで、これを思いとどまっていただくために、その程度の話なのかという話なんです。子ども1人生むより、この世に生を受けた人間が自ら命を絶つ、こっちの重要性を考えていただきたいと思えます。

それで、村独自にもうちょっとこのところは真剣に考えていただいて、対策を打っていただきたいと思います。

じゃ、次に行きます。

次は、水の問題でございます。

今、上下水道課で水をやっていますけれども、問題は利水・治水の問題なんです。今山が荒れていて、貯水力も失われている。また、西郷村では太陽光発電を相当800ヘクタール、900ヘクタールですか、1,000町歩にも届くぐらいに、私から言わせれば乱開発というぐらいに、森というか森林を伐採して太陽光発電を造っております。それで、ここは水源でございます。この水源をそういうのだけでいいのかという話で、里山の再興、これをやっていただきたい。

それで、赤面山の予算が、何ページか忘れちゃいましたけれども、そこに6万円ぐらいの予算が、少ない予算が書いてあります。これをもうちょっと大規模に、この水は西郷村が使っているだけじゃないんです。西白河郡が全体として使っているんです。ですから、西郷村の特に里山それから那須連山から来る山を大切に整備していくということは、西白河郡全体の問題だと思うんです。

これを西郷村だけで考え、西郷村で当然やんなきゃいけないんですけれども、地元ですから。これを広域圏に持って行ってみんなで利水・治水に取り組んでいくんだという姿勢が必要だと思うんですけれども、村長、その辺の意見お聞かせください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

利水・治水、本当に大切なことであると私も認識しております。それと広域圏との結びつき、ちょっと、村でやれることはやっていかなきゃならないし、水源地でもあるから、本当に本気になってやらなきゃならないんですけれども、広域圏との関係は、今後ちょっと検討していきたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 非常に大切な問題ですから。ただ、じゃ、西郷村でその植栽のほうには力入れているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和5年度の中で、植栽事業費は計上しておりません。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） いや、概要の44、広域樹林再生事業で、植栽0.26ヘクタール、これ予算を使っています。それと、ふくしま森林再生事業、これと結びついて、ぜひともこの山を守る、それに付随して、就林という感覚、地域に産業というか、山に、これも以前から言っているんですけれども、山に携わる、なりわいとする人材を増やす、この辺で力を入れていただきたいと思うんですけれども、ただ、この7,300万円、毎年毎年出ていますけれども、これ、県南農林事務所ですか、森林組合かなんかが全てやっている可能性があるんですね。

ですから、その山を守るという意味でも、この金はどの使い方がいいのか私、国・県から出ているんで分からないですけれども、これを利用してそういう活動をしていくというのは可能なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

質疑の中で、ふくしま森林再生事業というところでいいかと思うんですけれども、実際、ふくしま森林再生事業というのは、放射性物質の影響により停滞した森林の整備を実施し、ということで、放射能対策ということもございまして、森林法による5条森林に該当する部分の山の整備というような形となっております。

福島県の事業となっております、村の一般財源も持ち出しはしているところがございますけれども、今、山のほうがなかなか整備が進んでいないという、西郷村に限らずそういった現状がございますので、この申請した事業も多いに活用して、森林の再生を図っていきたいというようなところでの事業でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これ、企業では相当今、サステナビリティというんですたっけ、SDGsの中で、企業も相当動き始まっています。そういう企業とも連携しながら、そういう事業を進めていったらいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

SDGsということで、企業のほうも脱炭素といいますか、そういった方向で進んでおりますので、村としましては、持続可能なということでSDGsにのっとったことでありますけれども、こちら県の補助事業になっておりますので、企業とタイアップしてどうのこうのというわけではないんですけれども、企業さんも含めて、森林といいますか、脱炭素に向けた事業については村も推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 私が危惧しているのは、こういう問題があるのに、予算がつかないと村が動かない、この体質を問題にしているんです。一番、これから空気・水、水が大事になります。土地・住まいは動くことできないし、動かせない。ですから、ここに土壌というか土着するためには、環境整備が本当に必要なんです。それで、ほとんどの人がここに住んでいる西郷村の村民は、自然が美しいとか、自然がいい、景観がいい、環境がいいということで、70%以上の人はここを選んで終の住みかとか、ここで一生住みたいなという、そういう方がいらっしゃるんです、これ、以前言った、誰に言ったかな、公園をとという話もしたんです。公園どのくらいあるんだという話。6万平米ぐらいあったのかな。ですけれども、大きな公園で子どもを自由に遊ばせる公園がない、以前村長にもお伺いとか、質問したんですけれども、大きな公園、自由に遊べる半径ですか、円周10キロメートルぐらいですかね、そういう

そのぐらいの離しておいて車が来なくて安全だという、そういう公園も必要だと言ったんですけれども。

人間の幸福の中には、ここに緑がいっぱいありますけれども、緑と水と、そういうやつが不可欠なんです。前、流山市で言ったのは、住宅地の評価を上げるために、緑を増やすというのが一つの手段だったんです。ですから、緑もただ自然のままじゃなくて、そこに手を加えてよりよくつくっていただきたい。そういうのを常に考えて、村民の幸福とは村民の環境をよくする、ここに住んでいて環境をよくするにはどうするんだというのを頭に入れて、これから政策に入れていってほしいなと要望しておりますけれども、これは要望ですから気にしないでください。

続きまして18ページ。

新庁舎整備事業なんですけれども、これ13億3,501万3,000円ですか、予算計上されていますけれども、これ、建物本体の価格がこの金額なんでしょうか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） お答えいたします。

新庁舎整備事業の本体工事につきましては、予算書の債務負担にもございますとおり、38億の10%割増で債務負担を計上しております。それで、今回は、その38億円の令和5年度分の限度額としまして30%を見込んでおりますので、その分の11億4,000万円を計上しているところです。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ここで問題なのは、解体費用なんです。解体費用に設計料28%、解体費用の28%がこの設計料にかかっているんですけれども、一般の建物でさえ今回は10%ぐらいだったんですよね、10%だったのに、解体するのに設計料が28%もかかるというのはどういうことなんですか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） お答えいたします。

生活改善センターの解体工事費につきましては、これも債務負担を組んでおりまして、全体で3,200万円を見込んでおります。その設計費につきましては（不規則発言あり）解体設計につきましては、392万5,000円を見込んでいるところで（不規則発言あり）債務負担で設定しておりますので、今年度令和5年度分は、解体工事費3,200万円の前払いとして45%を計上しているところです。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） すみません、これ、見ている資料が違ったんで、私勘違いしていると思いました。すみません。じゃ、私のほうが訂正いたします。見ている資料が違って、1億1,400万円で、そのうち2,000万円か3,000万円が解体設計料にかかっている、今資料見ていなくてしゃべっていたんですけれども、28%なんか、電卓はじいたら28%ぐらい設計料にかかっていたんで、そんなぶっ壊すのに設計するのかという、高層ビルだったらまた別なんですけれども、ただの1階、2階建

てのビルを、ビルというか建物をぶっ壊すのに、そんなに二十何%も設計料にかかるのかと思って勘違いしました。

じゃ、次行きます。

23、歳出の23%のうちで、同僚議員からヤングケアラー問題が出たんですけれども、ここでは問題にするのは、働きながら介護というのは、これは14日の新聞です。経済損失9.2兆円。ビジネスケアラーと言うんですね、こういうのを。持続化労働生産性の低下に伴う経済損失の試算をまとめたということで、これ経済産業省から出ているんですけれども、このビジネスケアラーについて意見があれば。よろしくお願ひいたします。

○議長（真船正康君） 予算の中の質疑の数字でしょうか。質疑の要旨。

8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 議長、私が言っているのは、その働き方改革の中のこういう人がいると。その対策を打ってくれているのかということなんです。こういう予算を93ページに、この激励金の話もしますけれども、こういう実情を知って、そこに予算化してくれているのかという話なんでございます。当然、だから、こういうのも情報の一つとして入れて、こういうのに対して政策というか、この金から、介護事業からこういうところにケアできないのかという、そういう質疑でございます。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 8番鈴木議員のご質疑にお答えします。

村のほうで特にビジネスケアラーに対する予算は計上しておりません。村では、要介護3以上の高齢者を在宅で介護している方に激励金の支給をさせていただいております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） それで激励金なんですけれども、幾らお支払いしているのかお伺ひいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

在宅で同居されている方については2万5,000円、同居されていない方については1万5,000円の激励金を支給させていただいております。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） それで、この2万5,000円なんですけれども、その積算根拠はどこから引っ張り出した2万5,000円なんですか。お伺ひいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

特に根拠はございません。近隣の市町村を参考にさせていただいて単価を決めております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これ、在宅医療のほうでもちょっと質問しましたけれども、うちでみている人からすると、会社を休んで、今老々介護というかそれもあるし、息子が親をみているそういうところが多いんです。それで、会社を辞めざるを得ない、自分の親をみるために。そういう人に、例えばその人もまだ年金受給年齢に達していない、そういう場合、国は、村はどういう助けというか、そういう方にはどういった補助というか、助成というか、給付をされるのでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

特にそういった予算は計上しておりません。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） そういう考えはないのでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今ところ同居人に対して2万5,000円、そして、別居の方に対しては1万5,000円ということで、できる範囲でやっている状況でありまして、今議員のおっしゃることは、やはり、これは国できちんと整備していただくことしかないかと思うんです。市町村でこれをどうケアしていくかという、大変な予算にもなりますし、その辺は頭には入れておきますけれども、これは国の制度としてやってほしいという、私はそのように考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 分かりますけれども、村民が誰一人取り残さないという言葉と矛盾するんです。国が政策を打ってないと、その方々は取り残しているんじゃないかと私は思います。そこに目を向けていない。

それで、現実的にこういう方々がいっぱいいらっしゃる。それに目を向けないというのはどうかなと思いますけれども、次の、そうですね。それで、この部分、せっかく質疑出たんですから、村で独自に調査しまして、こういう立場の人どのぐらいいて、年間どのぐらい生活費に必要なのか、そういうのもデータとして取っておいていただきたいと思います。

続きまして、6番は何になっているんだ、新生活・結婚の問題なんですけれども、ここに、新生活というか、結婚に踏み切るまで、西郷村も対策としてお見合いとか何かありますけれども、結婚に踏み切る動機、まず、大学生は半分以上が今、大学のとき借金を抱えているんです、育英資金とか何か資金を借りていて、私立大学は高いですから、借金をして卒業していく、これ一つあります。

結婚するとき住宅が必要になります。それで住宅支援なんでしょうけれども、家も買えない状態、それで、結びつきは一つあったんですけれども、雇用促進住宅、雇用促進ですから、ちょっと縛りがあるんでしょうけれども、今稼働率が50%以下なんです。ですから、ここに対して、新婚さんに関して、これ国がこれから進めようとしているやり方なんですけれども、この新婚さんに対して、低額で住宅を提供すると。

それで、これは国で考えているのは、今10年間の期間を限定して、新婚支援住宅として若い人たちに貸し出すという政策が一つあります。

これ、空き家についても言えることなんです。今、空き家登録が西郷村にどのぐらいあるか分かりませんが、こういう人たちに率先して空き家を提供すると。こういう方法があるんですけども、村、これを実行していただけますか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） やはり、子育て、子ども出生率上げるためには結婚していただく、本当に議員おっしゃるとおりでありまして、その動機付けという、住宅、当然であります。

雇用促進住宅は、議員おっしゃるように、稼働率50%でありますので、今後入りやすい、あるいは、内装とか若者向きばかりじゃないんですけども、改装なんかして、できるだけ入っていただくような方法を取っていきたいという考えで、改装には今年予算を少し上げております。

また、空き家についても同じように今後検討していきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 私が今質問していくのは（不規則発言あり）質疑しているのは、日経新聞にここ1週間で出ているのを、西郷村でも、あ、こういうことをやんなきゃならないんだぞとあって、そこを質疑に利用させていただきますけれども、もう全国ではありますけれども、西郷村にもこれをある程度変えていけば、西郷村でもいろいろな政策を打っていけると思うんです。一番怖いのは、何も考えないで前年度踏襲的な予算の仕方、これを改めていってもらいたいと思います。

それで、経営力あるし、自主財源もあるし、余裕というかある程度自由に使えるお金というか政策に打っていかれるお金があるはずなんです。じゃなくちゃ、経営力日本一なんて言われて、金がある、金があるって他町村に喜ばれていても、政策を打たなきゃ同じなんです。白河市と同じなんです。矢吹町と同じ。だから、先駆的な発想を持ってください。

ですから、新しい発想、どこにでもヒントあるんです。私たちは、人間が生きていく全てに関心を持っていきなきゃならないんです。ですから、どこにヒントが転がっているか分かりませんから雑誌でも新聞でも、もうその辺の井戸端話でも何でも耳に入れて、それを自分の課でどれだけ政策に反映できるか。村民が、だから、そこにはデータというか、皆様の意見、村長がいつもおっしゃっている村民の声を聞き、それをいたるところでやってほしいんです、みんな。特に課長は一般の部下というか、若い方々よりはアンテナを高くして、こういうのはどうだろう、ああいうのはどうだろうという、そういう問い、投げかけをしていただきたいと思いますと思っております。

じゃ、続きまして、53番、55番、デジタル端末、デジタル教科書問題でございます。ICTですか、環境整備。

これ、一つ問題なのは、地域格差が出てきたということなんです。これから2024年度導入に、デジタル教科書ということあるんですけども、端末を使って、

中教審の分科会は8日、2024年度から小中学校の英語でデジタル教科書を先行導入して使うという報告、デジタルによる板書中心の一斉授業から転換する狙いがあるが、要となる学習端末の使用状況は地域差が大きいとありますけれども、西郷村はどのようになっているかということなんですけれども。一度、西郷村には専門家、その指導者がいないんじゃないかというので1回質問したときがあるんですけれども、このデジタル化の使用状況についてどのようになっているかお聞かせください。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 8番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

デジタル教科書のお話ありがとうございました。それで、令和5年度予算の中に、デジタル教科書の予算のほうを計上させていただいております。

また、必要性という今ご質疑がございました。各小中学校の児童・生徒のほうにタブレット、令和元年度から令和4年度まで、購入台数が1,835台購入しております。現在、各学校で自宅のほうに持ち帰っていただいて、そのタブレットを活用しながら学習をしているような環境でございます。必要性に関しましては、これからはますます大切になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 今聞きたいのは、紙の教科書からデジタルになった度合い、デジタルで教科書代わりに使っているというそういう学校は、学校というか西郷村ではそういう使い方しているのかいないのかということでございますのでいかがですか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

現在、教室の中で、デジタル黒板等を使いながら、また教科書、紙を使いながら、授業のほうは実施しているところでございます。両方使いながらやっているところでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） それとあと、内容について質疑しますけれども、今、理系関係が大分日本で遅れているのは、論文の提出度合いとか何かしますと、新型コロナウイルスに関してからずっとその後いろいろな論文数を見ますと、中国が1番でアメリカが2番で、日本は大分遅れているんです。その辺、理系教育なんですけれども、いつも言っているように、英語教育は一生懸命やっています。ですが、理系関係に予算をどのぐらいつけているかというのが問題なんですけれども、理科の専門家とか理系関係の特別、西郷村ではこういうのをやっていますよとか、県南地区、県でもかまわないんですけれども、そこにどのぐらいの力を入れているかお答えできますか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

理系のところにどれだけ予算のほうを計上しているかのご質疑でございますが、今回、理科・数学のデジタル教科書の購入費のほうを計上させていただいております。

今後こちらを活用しながら、紙ベースとデジタル両方使いながら指導をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） そこは時間がないんで掘っていかないんですけども、一つ、じゃ、60番の英語検定受験料補助事業とあってやっていますけれども、中学生で、去年のなかまいませんけれども、3級試験を合格した人数ってどのぐらい、パーセンテージでも数でもいいんですけども、お答えできますか。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

令和4年12月現在の状況でございますが、3級以上の取得率でございます。こちらは、中学生185名の中で受験者が73名、取得者が32名の現在17%がでございます。（不規則発言あり）そうですね。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） これは、直接関係ない、教員の離職問題と採用問題の件ですけども、これは割愛させていただきます。

一つ心配なのは、スマホ依存症、これすごい世界的に問題になっているんです。特にインスタとかT i k T o kですか、この問題の対応の仕方というか、これは親任せなんでしょうか。学校でも指導があるんでしょうか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質疑にお答えいたします。

学校のほうでは、子どもたち、保護者の方にチラシ等をお配りしながら、ご指導のほうしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、今の件は終わります。

次は、説明書111ページは、産業振興の、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業についてなんですけれども、西郷村は、小さく分けると、都市型と農村型という分け方もできると思うんです。白河地区って国道4号線沿いを都市型と言えるか言えないかはちょっと疑問符があるんですけども、そういう分け方して、農業に従事しているのは、今農業センサス持っていないので分からないですけども、水稲は600人、自営でやっているのが1,200人、戸ぐらいあるんですか、ちょっとそこ分からないですけども。

神戸市でやっている問題なんですけれども、これ、農業者になるのを農業研修などを受けて、1年間、農業者認定されるのは1年かかるんですけど、どうでしたっけ、どうですか。1年かかるの、認定されるの。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

新規就農者の認定の件でだと思っんですけれども、実際今、新規就農者につきましては、特に認定、申請行って、何年というのはちょっと今現時点で資料がなくて分からないんですけれども、申し訳ございません。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 私もこれ、資料で知ったから質問だったんです。西郷村でもやったらいいんじゃないかなと思ってたのが、農地取得に必要な通常1年間の農業研修をしなければならないところを、神戸市では100時間程度で短縮にして、働きながらでもそれを受けられる制度を短縮したということで、そういう事業をやっているの。西郷村も循環型社会というのもあって、自給自足的なものもある、農薬の問題もある、日本だけですよね、ラウンドアップをホームセンターで売っているの。非常にその辺は難しいところなんです。

ただ、今日本企業はインドに大分行っているんです、日産なんか、化学肥料とか、インドのほうで頑張っていますけれども、西郷村も農業者専門じゃなくて、自給自足ができるような土地もいっぱい余っていますよね。一般の方がそういうのを取得、または借りてできるようなそういう仕組み、完全に農業1本で、仕事というかそれをなりわいにするんじゃないかというのを今やっていますけれども、予算をかけて。そうじゃないシステムもつくっていったら、特に高齢者の人は、意外とそれが生きがいになって、1日張り合いになる、健康にもいいという状況がつかれるんじゃないかなと思って伺っているんですけれども、そういう考えあるでしょうか。

○議長（真船正康君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

令和5年度から、現在農地法のほうで定めております下限面積、農地の取得及び賃貸借に関しまして、下限面積を一般の場合、都府県の場合は50アール以上、西郷村の場合、圃場整備地区以外ですと30アール以上という下限面積というのは設けておいたんですけれども、令和5年度からは撤廃となります。ですので、（不規則発言あり）令和5年度です。新年度からです。

ですので、比較的今までよりは農業に携えやすくなる状況でございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、西郷村も大々的にアピールして、西郷村の休耕地や余ったとか、余っている土地、やっていただきたいと、そういう方向でやっていただきたいなと思います。

あと、しゃべりながら今思い出したんですけれども、空き家対策のところを言うのを忘れたんですけれども、今、財産放棄する土地とか建物は出てきているんです。子どもたちは東京とか都市部で働きながら、ここにある家とか畑とか田んぼは要らないという財産放棄する場合が大分見受けられたんですが、それは墓もそうですけれども。

こういうときの処理の仕方というのは考えていらっしゃるんですか。誰も考えない

どこでもだって、現物ではもらわないと言っているんだっぺ、現金しか、寄附は。しゃべっていないんだから、8分しかないんだから。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩とします。

（午後3時35分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開します。

（午後3時39分）

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 8番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

空き家対策でございますが、先ほど言われました財産放棄、寄附の申出があった件につきましては、各課で照会しまして、検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、よろしくお願いいたします。

続きまして、休憩まであと2分ですから、あと2分で終わらせます。

この防災についてです、143ページ及び10ページとか10番とかあるのかな、防災対策についてなんですけれども、各地で特に四国、九州、紀伊半島各地で防災士というのに脚光が浴びてきたんです。福島県でもいわき市あたりで登録制導入というのが出てきました。それで、西郷村もこの防災士を取るという意識に立つと、各自治体では、村長とか知事とか、その地域の郵便局長とか企業の社長とかが結構その申請をしまして、地域ぐるみ、会社ぐるみでその防災意識を高めようという動きが出ています。

我が西郷村でも自主防災組織という話があって、動き始まりましたが、全然その進行に進展がないように見られるんです。その辺、こういう事例がありますので、ぜひとも意識を高めて、自助・共助の部分が高めるような意識、そこが72時間じゃなくて、大きな地震になると公がなかなか助けに行けない。それで、自分たちとか地域のコミュニティーをつくってやらないと、早く助けないと、生き死にとかそれに関わる部分がありますので、そういう意識を高めるためにも、防災士の取得にこの西郷村もそこに入ってというか、取得に頑張っていたいただきたいと思うんですけれども、一つ答え出してくれれば終わります。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 8番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

防災士の件でございますが、今現在、防災課のほうに1名の防災士がおりますので、意識を高めましてやってまいります。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 一つは、取ったじゃないんです。その意識をみんなで高めてくださいという。だから、取ったじゃなくて、村長自ら先頭に立ってその意識を高めるた

めに、自主防災が大切なのは、みんなそちらがご存じだと思うんです。ですから、その意識を高めるためになんです。意識向上をやっていただきたいということですがけれども、一言言ったら終わります。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おっしゃるとおりでありまして、災害は大きくなればなるほど自主防災が、公的な機関が動けないもんですから、おっしゃるとおりで自主防災は本当に、自助・共助は大切なところでもありますので、その辺は十分頭に入れながら、自主防災組織の啓発です、振興とあとは防災士の獲得です、あらゆることを使って、村民の生命・財産を守っていきますので、お願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 以上で質疑を終わります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の質疑が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 質疑の途中でありますが、これより午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時23分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（真船正康君） ここで、おはかりをいたします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、午後6時まで延長したいと思っておりますがご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後6時まで延長いたします。

ここで、発言の訂正の申出がありました。

健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 先ほど、8番鈴木勝久議員のご質疑の中で、介護激励金の同居していない世帯への補助金の額なんですけれども、2万円というふうに答弁をしましたがけれども、1万5,000円の間違いでございましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（真船正康君） 会議規則第64条の規定により、議長において許可いたします。

それでは、休憩前に引き続き、議案第16号に対する質疑を続行いたします。

1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 1番鈴木昭司です。

議案第16号「令和5年度西郷村一般会計予算」について、質疑のほう行っていきます。

私、1点だけお願いします。

一般会計当初予算の説明書の140ページ、141ページ、第9款消防費の目の3消防施設費の17節備品購入という部分ですけれども、この消防自動車の購入に704万1,000円というふうに計上してありますけれども、当初予算の説明会で、これ芝原班の消防自動車の購入に充てるということで説明がございました。

改めてなんですけれども、どのような仕様の消防自動車を購入するのか教えてください。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君の質疑に対する答弁を求めます。

防災課長。

○防災課長（和知正道君） 1番鈴木昭司議員の質疑にお答えいたします。

芝原班の消防自動車につきましては、購入を予定している車両はトヨタ車製で、二輪駆動のガソリン車で、トラックタイプの車両となります。その車両にパトランプやサイレン等を取り付けまして、消防自動車として艤装をしたものを購入したいと考えております。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 私もこの間、資料をもらって確認して、トヨタ車の二輪駆動車の車両ということでしたけれども、やはりこの西郷村は山岳部も多かったりして、雪の心配もあるんです。

この間ですけれども、白河市と郡山とかでも大規模な山林火災等が起きております。西郷村でもやはり山林の部分とか多いですし、こういった二輪駆動車の消防自動車ですういった現場にたどり着けないのではないかという、やはり心配があるんですけれども、これなぜ二輪駆動車になったのかお示してください。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

道路交通法の一部を改正する法律が、平成29年3月に施行され、新たに準中型自動車免許が創設されました。同日以降に普通自動車免許を取得した方が運転できる車両は、総重量3.5トン未満に限定されました。そのため、新たに普通自動車免許を取得した消防団員は、総車両重量3.5トン以上の消防自動車を運転することができず、消防団活動に支障が生じるおそれがあります。

今回購入を予定しています二輪駆動の車両につきましては、艤装しても3.5トン未満の車両となります。四輪駆動も検討しましたが、3.5トン未満の四輪駆動の車両につきましては、現在製造していないとのことでしたので、二輪駆動の車両を選んでいます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 確かにこれ、準中型の自動車ですか、道路交通法が改正になって新設されている、制限されているのも分かるんですけれども、やはり先ほども言ったように、西郷村はとても山の多いエリアで、雪も当然降ります。やはり二輪駆動では厳しい部分があるのかな、私も元消防団員ですので、当時二輪駆動のトラックタイプのやつでしたけれども、やはりちょっと不安な部分がありました。

どうしても火災が集中するのは、雪の降る季節とか、あと乾燥している今頃を山に入ることもあるので、どうしても四輪駆動のやつがいいのかなというふうに思います。

先ほど答弁ありましたように、トラックタイプというふうなことでしたけれども、トラックタイプに限らず、ほかの車両ですか、そういったものも探せば、多分4WDの車もあると思うんです。そういうのがあって初めて消防団も安心して運転できると思いますので、その辺、誰でも運転できるような車両というのが必要だと思うんですけれども、村長、この件に関して、再度検討してほしいなというふうに思うんですがいかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりでありまして、西郷村は山間部、傾斜もありますし、雪道、凍結、いろいろ考えると、いざというとき現場に行かれないようではどうしようもありませんので、議員の質疑の中でよく検討させて、担当課にも四輪駆動とかいろいろな車種があるかと思っておりますけれども、とにかく現場に一刻も早く着けるような体制で整えたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） これ、大変大事な問題だと思います。早急にこれを検討し直して、できれば誰でも安心して運転できるような車両に代えてほしいと思っておりますので、検討のほうよろしくお願いいたしまして、私の質疑を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君の質疑は終わりました。

そのほか、議案第16号に対する質疑ございますか。

2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 2番大竹です。

議案第16号「令和5年度西郷村一般会計予算」について質疑いたします。

当初予算説明書の127ページなんですけれども、フットパス全国集い実行委員会補助金というのがあるんですが、これの内容、また、フットパスの全国の集い実行委員会というのは、いつ立ち上げられて何人いらっしゃるのか、それと報酬はあるのかお聞かせください。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

フットパス全国の集いの実行委員会の補助金として350万円計上しておりますけれども、実行委員会につきましては、また予算が通っておりませんので、予算が可決され次第、立ち上げたいということで、現在はメンバー等は、案の段階ではつくっておりますけれども、まだ立ち上げには至っておりません。

あと、報酬等につきましても、まだ実行委員会が立ち上がってはいませんので、正式には決めておりません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番(大竹憂子君) あと、すみません、まだ立ち上がっていないということなので、何名の委員を入れる予定なのか、お願いします。

○議長(真船正康君) 産業振興課長。

○産業振興課長(相川哲也君) ただいまのご質疑にお答えいたします。

現段階では、まだ案という段階なんですけれども、実行委員会の会長としては西郷村長をと考えておりまして、その他委員といたしましては、6名から7名ぐらいを今のところは案として考えているところでございます。

○議長(真船正康君) 2番大竹憂子君。

○2番(大竹憂子君) あと、最初にちょっと聞いたんですけれども、350万円の予算の中身、内容です、これはどういった形で補助金というふうにしたのかを聞いたんですけれども。

○議長(真船正康君) 産業振興課長。

○産業振興課長(相川哲也君) ご質疑にお答えいたします。

実際に実行委員会が立ち上げてから、正式な予算組みという形で考えておりまして、この350万円につきましては、大分県に行きまして、視察を行ってまいりまして、その担当のほうから、大体このぐらいの規模であればこのぐらいの金額ということなどで教えていただいているというようなところもございまして、実際の中身につきましては、ある程度の積算というか、何が必要かとかいうような項目ごとには出しておりますけれども、また正式には決まっておりますので、この場ではお伝えはできないという形となります。

○議長(真船正康君) 2番大竹憂子君。

○2番(大竹憂子君) 分かりました。

この1点だけ、私ちょっと聞きたかったものですから、質疑はこれで終わります。

○議長(真船正康君) 2番大竹憂子君の質疑は終わりました。

続いて、12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) 議案第16号について質疑をしたいと思います。

まず初めに、冒頭8番議員の質疑の中で、村長がマイナンバーカードに対しての答弁の中で、安全だというようなお話をされていましたが、私ここで何回も言っているように、コンピューターの世界に絶対はあり得ない。ですから、危険だという認識を絶対、持つべきだというふうに申し上げておきます。

それと、国が定めた個人情報、一般質問の中でも明らかにしたように、27条かな、特定の目的を持っていけば、その了承なしに個人情報を扱うことができるというのと、国が政令で定めた場合には、政令の定めにより、本人の了解なしに使うことができるんだということを申し上げておきます。

これは答弁は結構です。

続いて、第2款総務費、第1項総務管理費の中で、新庁舎整備事業費として13億3,501万3,000円という予算計上されておりますけれども、このことについても私はこの場で散々申し上げてきました。この計画の内容を変更するつもりなのかあ

るのか、1点だけ伺います、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番上田議員の質疑にお答えいたします。

予算を上げましたけれども、変更はあるかないかということだと思いますけれども、今まで議員の皆様もご承知のように、基本計画、基本設計、実施設計をしまして、今回の予算計上になった次第であります。

ご承知のようにもう老朽化、耐震不足もありますし、雨漏りもあります。ワンストップ行政、加えて、村民に親しまれ使いやすい庁舎、また、災害対応もしなきゃならないということで、こういう動きは熊本県地震で、それから急にこういう状況になっておりますので、災害の面からでも情報を発信、情報を収集、災害いろいろな想定されますので、そういう意味で、もうこれはやらなきゃならないということを私は認識しております。

全員協議会、何回も開催させていただきましてここまで来ました。財政シュミレーションについても、皆さんにお話した経緯がございます。議員は前から立ち止まってはどうかというお話、何回かされましたけれども、もうここまで来た以上、防衛省とか環境省、いろいろな予算の獲得も進めてここまで来ました。郵便局の話も使い勝手がいいということで、議員のほうから郵便局はぜひこっちへ吸収しろという、そういう提案もいただきながら、それも吸収して設置するという方向で進めています。

立ち止まれという話ですけれども、今やらなければ、いずれやらなきゃならない事業でありますので、むしろ立ち止まるより早く完成して、私は次のステップ、いろいろ課題がありますので、早く完成させて安心して行政ができて、次のステップの課題に取り組んでいきたいと思っておりますので、変更の考えはありませんということで答弁させていただきます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま長い答弁をいただいて、村長の決意というのは十分に理解をしたところでございます。ただ、私の考えは今も変わりはありません。ですので、これ以上やっても多分平行線なものですから、質疑は終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 続いて、そのほか議案第16号に対する質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 議案第16号「令和5年度西郷村一般会計予算」について、反対の立場から討論を行います。

令和5年度西郷村一般会計予算の中で、学校給食費の無料化など、いくつか評価すべき点がございます。しかし、新庁舎整備事業費としましての予算が計上され、庁舎の

建て替えが進められようとしています。

これまで一般質問などで建て替え計画について取り上げをしてみました。現在の庁舎についても村長の答弁にありましたように、老朽化は否めないものであるということは十分に私も理解はしております。庁舎の建て替えをそのものを反対するものではありません。現在計画をしている建物が本当に必要なのか、今は、もう一度考えるべきだと申し上げているところでございます。

新型コロナウイルス感染症により、人と人が密になることが拒まれ、このような中でデジタル技術が急速に発展をし、人の働き方、生活のスタイルまでが大きく変わりつつあります。国は現在デジタル庁を立ち上げ、行政DXと称し、地方自治体に対しても行政サービスのデジタル化を推し進め、行政サービスの提供が大きく変わろうとしています。

本来行政サービスは、村長が言われるようにフェーストゥフェース、対面で行うことが基本だと私も考えております。しかしながら、先に述べたように、デジタル技術の大きな進化により、新型コロナ、生活スタイルの大きな変化に伴い、時間外での行政サービスの求めなど、住民のニーズは大きく変わりつつあります。防災拠点というお話も現在ございました。これについても、村を大きく3地区に分けて対応を考え、防災に努めるべきだというふうに考えるわけでございます。

この新庁舎建設について、私たちは少なくとも今後20年、30年先までこのことを考え、その責任をもって判断をすべきだというふうに考えるわけでございます。

現在の庁舎について、先人は将来、人口が増加するだろうという考えの下に、将来3階建てにできるように設計をしたと聞いております。しかし残念ながら、耐震基準の見直し等により、願いはかないませんでしたけれども、その先の先を見越した考えとその思い、この思いを礎に庁舎建設について、私たちも考えるべきだというふうに申し上げる次第でございます。

今、食料品をはじめ、あらゆる生活資材、燃料、電気料金など大幅な値上げが続く中で、村民の方の生活は厳しさが増すばかりです。保育園においては、待機児童が多くおられます。介護サービスを利用したくとも利用できない方が多くいらっしゃいます。幾つもの大きな問題を棚上げにしたままに、何ら改善策を示せないままに、役場庁舎の建て替えだけを進めるべきではありません。計画しているような大きな建物ではなく、村民のニーズに応えられる、合わせられる、そして、時代の変化に合わせられる、そういった建物にすべきであり、計画は変更すべきだというふうに申し上げます。

今は村民の方の苦難に対し、少しでも側面から支えられる、そういう村政であるべきだと発言をし、議案第16号について反対の討論を行います。

以上です。

○議長（真船正康君） ただいま、12番上田秀人君より、反対の立場の討論がございました。

次に、賛成の方の討論ございますか。

7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 7番松田隆志でございます。

議案第16号に対しまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の当初予算は、重要な案件を多数含んでおります。例えば、子育て事業でございます。出産子育て応援交付金事業をはじめ、給食費の無料化、これは、給食費の無料化については長年、議員の皆様もご存じのとおり、待ち望んできたものでございます。

庁舎の建設につきましても、これも10年来待ち望んでいた事業であります。ワンストップ行政、文化センターに生涯学習課や学校教育課、保健福祉センターに健康推進課ということで、都会から西郷村に越してきた方も文化センターに行ってくれとか、保健福祉センターに行ってくれとかそんなことを言われて、そんな町村は初めてだぞとお叱りを受けたというようなことも聞いております。そんなことから、防災事業も含めて庁舎の建設は喫緊の課題だと私は思います。

子育て事業と防災と、それから、デジタル技術と兼ね備えたこの庁舎の建設を私は待ち望んでおります。

そういったことから、今回の一般会計当初予算については賛成討論といたします。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君より、賛成の立場で討論がありました。

そのほか、反対の討論はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号「令和5年度西郷村一般会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第20号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第17、議案第17号から日程第20、議案第20号までの特別会計予算に関する議案4件については、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

よって、一括して議題とします。

一括して質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより一括して採決を行います。
議案第17号から議案第20号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第17号から議案第20号は原案のとおり可決されました。
◎議案第21号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第21、議案第21号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第21号「令和5年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
◎議案第22号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第22、議案第22号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第22号「令和5年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
◎議案第23号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第23、議案第23号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第23号「令和5年度西郷村下水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。
◎議案第24号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第24、議案第24号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第24号「令和4年度西郷村一般会計補正予算（第6号）」、本案に対する賛
成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
◎議案第25号～議案第28号に対する一括質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第25、議案第25号から日程第28、議案第
28号までの特別会計予算に関する議案4件については、一括して議題としたいと思
いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 異議なしと認めます。
よって、一括して議題とします。
一括して質疑を許します。
質疑ありませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
一括して討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより一括して採決を行います。
議案第25号から議案第28号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号から議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第29、議案第29号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第29号「令和4年度西郷村水道事業会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第30、議案第30号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第30号「令和4年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第31、議案第31号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第31号「令和4年度西郷村下水道事業会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
- ◎発委第1号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、追加日程第1、発委第1号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
発委第1号「西郷村議会の個人情報の保護に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。
- ◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 次に、日程第32、「請願・陳情に対する委員長報告」であります。
初めに、陳情第1号に対する産業建設常任委員会委員長の報告求めます。
9番真船正晃君。
- 産業建設常任委員会委員長（真船正晃君） 9番。産業建設常任委員会委員長、審査報告をいたします。
本定例会において、産業建設常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、3月2日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。
厳正なる審査の結果、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。
以上のとおりご報告いたします。
以上です。
- 議長（真船正康君） 陳情第1号に対する産業建設常任委員長の報告が終わりました。
ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書」、

このことに対する委員長報告は、採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正康君) ここで、発議1件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) 議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

(午後4時16分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午後4時17分)

○議長(真船正康君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第1号)

○議長(真船正康君) 追加提案されました発議1件につきましては、日程第32の次に追加日程第2、発議第1号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長(真船正康君) ただいま日程に追加されました発議第1号は、ただいま採択されました陳情第1号の採択に伴う意見書の提出に係る議案であります。

よって、提案の趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) それでは、これより発議第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について

○議長(真船正康君) 次に、日程第33、「閉会中における継続調査の結果について」であります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(真船正康君) 次に、日程第34から日程第37までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字その他整理を要するものにつきまして、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長(真船正康君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(真船正康君) これをもちまして、令和5年度第1回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時23分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月16日

西郷村議会 議長 真船正康

署名議員 松田隆志

署名議員 鈴木勝久